

ISSN 0388-4279

# 国際関係学部研究年報

第 41 集

2 0 2 1

日本大学国際関係学部



# 国際関係学部研究年報

第 41 集

2021

日本大学国際関係学部



# 国際関係学部研究年報第41集

## 目 次

### 論 文

#### 金子文子の朝鮮時代

- 一戸籍を得たことで知った日本と朝鮮……………安 元 隆 子 …… 1
- 音声コーパスを用いた強形のcanに関する研究……………大井川 朋 彦 …… 13
- 徳川幕府の三大改革研究序説……………大 淵 三 洋 …… 21
- 受容と同化の観点から見た20世紀初期テキサス日系人の生活史再考……………武 井 勲 …… 31
- 社会運動空間における女性参加者のあり方——台湾ひまわり運動を事例に……陳 怡 禎 …… 43

# CONTENTS

A Study on Kaneko Fumiko's Korea Era – The Truth She Discovered About Japan and Korea by Obtaining a Family Register – .....	Takako YASUMOTO	···	1
A Corpus-based Study on “can” in Strong Form .....	Tomohiko OOIGAWA	···	13
Three Major Reforms Study Introductions of the Tokugawa Shougunate .....	Mitsuhiro OFUCHI	···	21
Reconsideration of the Life History of Early Twentieth-Century Japanese Texans in Terms of Social Acceptance and Assimilation .....	Isao TAKEI	···	31
Female's Distance Toward Social Movement: A Case Study of Taiwan's Sunflower Movement .....	Chen ICHEN	···	43

# 金子文子の朝鮮時代

— 戸籍を得たことで知った日本と朝鮮 —

安元隆子<sup>\*1</sup>

A Study on Kaneko Fumiko's Korea Era

— The Truth She Discovered About Japan and Korea by Obtaining a Family Register —

Takako YASUMOTO<sup>\*1</sup>

Fumiko Kaneko denied the emperor system and insisted on absolute human equality. It was life on the Korean Peninsula that influenced her reasoning. In this paper, I examined Japanese and Koreans under Japanese rule as seen by Fumiko. And I considered her thoughts on her family register and nationality. In Japan, Fumiko did not have a family register. Because her parents didn't notify the authorities of her birth. She was given a family register when she went to Korea. That meant that it would be incorporated into the framework of the Empire of Japan with the Emperor as the supreme ruler. In Korea, she witnessed the Empire of Japan exploiting Koreans.

I thought she was tired of belonging to the Empire of Japan, which in reality meant, she was tired of being Japanese. This is one of the major factors affecting Fumiko's life in Korea. I pointed out that this is the basis for Fumiko's opposition to the emperor system.

## 【はじめに】

1923年の関東大震災の際、朴烈と共に保護拘束され、大審院公判の結果「大逆」の意思を有していたとして死刑判決を受け、後、無期懲役となったものの、獄中にて23歳の若さで自ら縊死を遂げた金子文子<sup>1</sup>。彼女の「反逆」「反天皇制」の思想は、「人間の絶対的平等」を掲げる精神から生まれたものである<sup>2</sup>。それは、幼少期、不埒な両親の元で辛い日々を送ったこと、無籍者であったことから人並みの教育を受けることが出来なかったこと等に起因する。しかし、それだけではない。1912年、9歳の時に親類に引き取られ朝鮮の英江に移り、1919年、16歳までの約7年間過ごした朝鮮生活も大きな要因になったと考えられる。金子文子は朝鮮に渡る際、戸籍を得たこ

とで否応なく日本国民として帝国主義・日本の中に組み込まれた。しかし、そこに安住の地を見つけることが出来なかった。金子文子は当時、植民地化され虐げられた朝鮮の人々の姿と全うな日本国民として扱われてこなかった自分とを重ねた。栗原一男は次のように書いている<sup>3</sup>。

生前は、すこぶる感情家で、よく話し、よく笑ったが、話がたまたま朝鮮時代のことに及んだ時など、ボロボロと涙を流しながら、大声を上げて泣きさけぶ。そして朴烈が傍らにいて顔をしかめて制止しているのにもかかわらず、その陰惨で不幸だった生活を最後まで物語ってしまわなければきかなかつた。

本論では、金子文子がこのように感情移入した朝鮮体験とはどのようなものだったのか、そして、金子文子の思想の醸成にこの朝鮮体験がどのよう

\*1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Professor, Department of Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

に關与しているのかを、彼女の獄中手記『何が私をこうさせたか』<sup>4</sup>の記載を中心に再検証する。

## 【1】京釜線の町・芙江

1912年、金子文子が父方の祖母の養子として朝鮮半島に渡った先は、大田から約26km、鳥到院からは約10kmの芙江という京釜線沿線の小村であった。京釜線には帝国主義時代の日本が色濃く投影されている。まず、その京釜線の歴史を振り返る。

1876年に日朝修好条規が締結され釜山が開かれた後、日本の朝鮮半島への植民熱が高まった。日清、日露戦争を経て、日本が韓国を保護国とした1905年末の在朝日本人の数は42,460人となり、渡航者が増加している。その背後には移民奨励政策があった<sup>5</sup>。そして、更なる大陸進出を狙う日本政府と陸軍は、朝鮮半島を貫通する鉄道敷設の必要性を主張し釜山と漢城を結ぶ鉄道建設のために予測を行っていたが、遂に1904年1月に工事を開始した。同年、農村であると共に市場としても人が集まっていた芙江にも京釜線の駅が開設された。そして、翌1905年5月に京釜線の開通式が行われた。この鉄道開通に伴い、沿線には大田などの新しい日本人街が形成されていったのである。

このように日本の大陸進出のシンボルでもあった京釜線であるが、それに対する想いは日朝両国民相反するものであったことは想像に難くない。大竹聖美はそれを鉄道歌から以下のように明らかにしている<sup>6</sup>。崔南善の『京釜鉄道歌』（1908年）には、

「日本人居留民が2万人だから、ちょっと見には日本と変わりなく、小さな従船も日本人船頭で、我が国の者はどうすることも出来ない。」

「釜山港は我が国第二の港。我が国の土地のように見えなくて、こんなひどいありさまに怒りがこみあげる。」

「朝から夜まで乗ってきた汽車、自分のもののように座っても、実情は他人のもの。いつか我らは力強くなって、自分たちの手でやっ

てみせるぞ。」

というように、鉄道の発展と引き換えに祖国が日本人たちに占領されていく朝鮮の人々の悔しさ、悲しみが溢れている。一方、日本人のいしはらばんがくが作った「京釜線」（『地理歴史 朝鮮唱歌』1911年）の一節は、

「釜山港に 来てみれば、戸数おほよそ一万の 半を占むるは 内地人。京釜鐵道 我れを待つ。」

「日本人は 昔より、忠あり、義あり、情あり。その義を以て 情もて、新附の民と 親しまん、新附の民と親しまん。」

というもので、日本人の大陸進出に賭ける意気込みと東アジアの覇者としての自負心が読み取れることを指摘している。京釜線には日本人と朝鮮人の相反する思いが存在していたのである。では、金子文子はこのような京釜線沿線の芙江という土地の生活を通して、何を見、どのように認識したのだろうか。

## 【2】金子文子が朝鮮で見たもの

### （1）芙江

文子の言葉を借りれば、芙江は「日鮮雑居地」で、「かなり多くの鮮人<sup>7</sup>とわずか四十家族ばかりの日人」で構成されている。そして、各々が別々の自治体を構成していて、それぞれを日人の事務所と朝鮮人の面事務所が統括していたとある。そして、その日人部落を支配する原理はすべて「金銭」であり、経済力があり土地を所有している者が最も有力で、「それには高利貸業者が一番多かった」。そして、それに次ぐのが憲兵、駅長、医者、学校教師などであった。

芙江の日本人社会に存在するこの二つの階級の違いは、まず、居住地域に表れた。駅の北側に住む人々は自らの住む丘陵地帯を「山の手」と呼び、駅の南側の平地を「下町」と呼ぶ。しかし、その「下町」に住む人々は自分たちの町を「本町」と呼んでいるのだった。そして、交際はその階級内に限られ、妻の呼称も「奥さん」「おかみさん」と異なるものであった。

このように、植民地・朝鮮の実態は日本人と朝

鮮人が分離していただけではなく、同じ日本人であるにも関わらず「金銭」を判断基準として分裂、互いに反目し合う日本人の姿があったことを幼い文子の眼は捉えている。

そして、日本人の二つの階級に共通しているのは、それぞれが義理のつきあいを重んじ派手で虚栄的であったことだという。何かあると提灯行列や仮装行列を行い、芙江駅を名士が通過する際、「赤十字社員」章や「愛国婦人会」徽章を付け送迎する。彼らは国際的人道意識を持っている証、または、国家体制に協力する証を誇示しているのに相違ない。文子はこうした習慣を「新開の植民地にふさわしい風俗習慣」と見做している。ここで文子が新開の植民地に生きる日本人の心性特徴として挙げた「虚栄心」は、実は文子の父を代表とする、文子が憎み否定しようとした運命や迷信を信じる人々が共通して持っていた心性でもあった<sup>8</sup>。とすれば、このような人々に囲まれて生活した「芙江」が文子にとっていかに生きづらい場であったか、容易に想像されよう。

## （2）岩下家—高利貸しと阿片—

文子を引き取った岩下家は芙江の「山の手」の一番高い所にあり、「そう広くはないが、五、六ヶ所の山林」を持っていて、「鮮人相手に高利貸をしている」。叔父<sup>9</sup>は鉄道の保線主任であったが、死者を出した脱線顛覆事故の責任をとり辞職し、鉄道に勤務している時に芙江駅から遠くない台山と呼ばれる山を買っていたことからこの芙江に居を構えたと思われる。周知のように、1910年、日本は韓国を併合し朝鮮総督府を置いた。10年末には171,543人であった在朝日本人の数が19年末には346,619人となっている。その内、日本人官吏・雇員は大幅に増員されていて、11年3月末の段階で高等官と判任官だけでも15,113人にのぼり、京城、釜山共に職業別人口が一番多いのは官吏である<sup>10</sup>。先に触れたように、釜山から朝鮮半島を貫通する鉄道事業のために日本政府が送りこんだ多くの官吏の一人が文子の叔父・岩下敬三郎であったのだろう。文子の父方の佐伯家は血筋を重んじたが、祖母はこの岩下を一目で気に入り、娘を嫁にやった。そして、岩下という氏

の下に暮らすことにした。これは祖母が岩下の官吏としての名誉と経済的な安定を認めたからに他ならないだろう。このような岩下家は芙江の日本人社会では「第一階級」に属するのであるが、看過できないのは鮮人相手に高利貸しをしていたという事実である。

高崎宗司は朝鮮半島における日本人の高利貸しは日本の敗戦時までの一貫した特色であったとしている<sup>11</sup>。文子も後に朝鮮での高利貸しの姿を次のように書いている。

君等は鮮人同化を云々する前に先づ在鮮大和民族を人間化させる事だね。賃金の期限が切れたと云つては借主たる鮮人を自家の天井に逆ずりにしたり、貸金に対する十倍の抵当をフンダクらんが為に鮮人の口へ獵銃を向けたりする様な…<sup>12</sup>

金子文子が身を寄せた岩下家もまた、高利貸を営み、朝鮮人を搾取することで経済的に優位に立っていた可能性が極めて高い。

また、在朝日本人の職業の中で意外と少ないのは農民であったという<sup>13</sup>。文子も芙江の日本人40戸のうち農業は3戸と書いている。その少ない日本人農民の中でも実際に耕作する人はさらに少なかった。何故なら、日本人農民の多くが地主になって朝鮮人に小作をさせていたからである。次に挙げた農業を目指して朝鮮に渡航した男に別の男が語った言葉がそれを証明するだろう<sup>14</sup>。

「—マア、そんなに慌てて土地を買いなはんな。わしが、ええことを教えてあげる。一金を貸すんですよ、朝鮮人に。そうして一・二年ほったらかして置くんです。そうすりゃ、金は返えしてきやしまへん。そのまま田畑は流れこんでくるんです。—」

1908年、日本は農業拓殖を目的とした国策会社・東洋拓殖株式会社を設立し、朝鮮への農民移民を5年間で12万人と計画したが、実際は僅かに2000戸ほどであった。なぜならば、朝鮮に渡った農民移民は、汗を流すより朝鮮人の土地を買い占め地主になる方が簡単だとわかり、農業をやめたからだという<sup>15</sup>。

こうした事実を考え併せれば、芙江の小学校の服部先生が文子をはじめ子供たちに農業体験をさ

せ、植物を育むこと、労働の尊さ、農民の尊さを教えようとした際、文子の祖母はこれを嫌い、農業体験を文子に禁じた理由が見えてくる。その背景に祖母の階級意識や職業差別があったことは勿論なのだが、朝鮮の日本人は高利貸しによって朝鮮人の土地を奪い、朝鮮に渡った農民の多くは自作農ではなく朝鮮人の小作を雇い自らは土を耕さなかったという事実があったのだ。祖母から見たら農業とは同じ人間とは見做せない奴隷と化した朝鮮人が営むものだったのであり、日本人がすることとは思えなかったのだろう。

また、岩下家は阿片の密売もしていたと考えられる。金子文子の獄中手記には阿片に関する記載はないものの、文子自身が日本に帰国後、岩下家について「いくら暮しが楽であっても阿片や密輸入をやるような盗人稼業には愛想がつきる」と語っているからだ<sup>16</sup>。かつてイギリスが中国に阿片をしかけ、両者の間で阿片戦争が勃発したことは周知の事実だが、日本も朝鮮の文化・文明を侵略するために朝鮮の人々に阿片の吸引を助長した疑いがある。少なくとも総督府は阿片売買を真剣に取り締めてはいない。例えば、1918年の全羅北道警察部長の発表した「罌粟栽培取締規則」は全朝鮮各道に共通した措置と考えられるが、第一条には「阿片乳液の採取を目的とする罌粟栽培者は栽培場所、面積、住所、氏名を警察署長に届出すること」とある。罌粟栽培を前提とした届出制となっていて、阿片に関する取り締まりは建前であったと考えられる<sup>17</sup>。こうした中で、当時の日本人の居留民に阿片売買に携わる者が出てくることは不思議ではない。岩下家もその一つだったと考えられる。

### (3) 答刑

次は、祖母らに虐待され傷ついた心を慰めるために金子文子が一人で台山に登った時の描写である。

西北に当っては畑や田を隔てて停車場や宿屋やその他の建物が列なっている。町の形をなした村だ。中でも一番眼につくのは憲兵隊の建築だ。カーキ服の憲兵が庭へ鮮人を引き出して、着物を引きはいで裸にしたお尻を

鞭でひっぱたいている。ひとつ、ふた一つ、憲兵の疝高い声がきこえて来る。打たれる鮮人の泣き声もきこえるような気がする。

それは余りいい気持ちのものではない。  
(p.155)

日本の朝鮮支配を物語る象徴的場面である。顧みれば、1910年8月に韓国併合に関する条約が調印され、朝鮮は日本帝国の一部となった。朝鮮の新たな支配者となった朝鮮総督は司法、行政、立法の三権を掌握した天皇に直隷する親任官で武断政治を行った。それを象徴するのが憲兵警察制度である。憲兵警察制度とは軍事警察の憲兵が文官警察の警官と共に普通警察事務を担うもので、民衆の生活全般を掌握した。その際、微罪については「韓国に於ける犯罪即決令」(1919年10月交付)が適用されたが、韓国法規に依ったため「答刑」が実行された。中国から受け継いだ答刑は朝鮮で広く用いられていた。罪人は無教育な劣等者、民度が低いため、罰金刑では罪を認識させる苦痛を与えられないと考えたからであろう。趙景達によれば、実は1905年の「刑法大全」では軽減方向が示されていたが、日韓併合により実権を握った朝鮮総督府は監獄経費の合理化と朝鮮人未開民族観によって答刑を温存、拡大し、12年3月に正式な朝鮮答刑令を交付した。答刑の総数は1911年から1916年にかけて5倍ほど増大し、総刑罰の50%近くを占めたという<sup>18</sup>。この答刑が増加した時期はまさに金子文子が朝鮮に滞在していた時期と一致している。金一勉によれば<sup>19</sup>、朝鮮人への刑の執行方法も決められていた。「答刑執行心得[準則]」(1912年12月30日、訓令第40号)には次のようにある。

第一条 答刑は受刑者を刑板上に伏臥させてその両腕を左右に伸ばして縛りつけ、両脚または刑板に縛りつけたあと、下着をぬがせて臀部を露出させ、その臀部を答(鞭)で強打する。

第十二条(答刑)執行中の受刑者が号泣する憂いがある場合には、湿った布片にて、その口を塞ぐ。

この答刑は苦痛と恐怖を与えるだけでなく、脅しの機能も果たす。犯罪を予防するために答刑をわ

ざと見せたり、その苦痛から発する声を意図的に聞かせることもあったようだ。また、鞭打ちは通常一度に 80 回が普通で途中で気絶すると一度回復させて 3 日後に再び打つ。鞭で打たれたものはほとんど歩行困難となり、他者に負われて運ばれ、死ねば「行方不明」として扱われたという。1917 年 1 月の刑務総監部の「訓令」で、拘禁中、死亡者が出た場合はその氏名、本籍住所、職業、死亡年月日、場所等を本籍の面長あてに通知することが義務付けられた。金一勉は、これは逆に刑執行中に死亡者が出て公にされてこなかったことを示すと指摘している。金子文子が台山で聞いた憲兵に答刑に処せられている朝鮮人の叫びは、こうした日本の圧政に喘ぐ朝鮮人たちの叫びでもあったはずである<sup>20</sup>。

このような時代背景を併せて文子が書き留めた場面を読むと、其々の場面自体は点描というほどの小さなものであるが、幼い金子文子の目に映った芙江の姿は日韓併合の後の日本の朝鮮半島支配の実態を描いたものといえる。それらは多くの在朝鮮の日本人には見えない、また、聞こえないものであった。しかし、文子にはそれが見え、聞こえたのである。それらに接し、抑圧された朝鮮人への同情と共感、そして、日本という国家や日本人に対する反逆心が芽吹いたのは当然のことであろう。

#### （4）金銭と裏表の論理に対置される朝鮮人の姿

また、文子の反逆心を助長したのは 7 年間に及ぶ芙江の祖母との生活そのものである。換言すれば、吝嗇で差別意識に満ちた祖母に課せられた苛酷な労働と仕打ちの日々である。例えば、祖母は他人に対して文子を孫だとは認めなかった。そして、いつのまにか文子は岩下姓から金子姓に戻され、岩下の跡取りの資格を認められず女中扱いされるようになる。読書が好きな文子から本を取り上げ、習字の紙や絵の具も十分に与えない。鍋を壊せば郷里を立った時の餞別の中から弁償させるなど「金銭」の論理に生きているのが祖母である。金銭に換算できない時は体罰を与える。文子の態度が気に入らないと食事を与えず、厳寒の中、屋外へ放り出すのである。文子が親しかったのは

雑貨屋のたみちゃんと理髪屋のお巻さんだが、祖母は「下司の貧乏人」と差別しつきあうことを許さない。それが見つかる折檻されるのである。それだけではない。祖母は裏表の使い分けを命じるのだ。例えば、

「やれやれ、こんなお馬鹿さんには全く降参だよ。他人に言っていていいこととわるいこととの見境がちっともつかないんだからなあ。」  
(p.152)

というように。確かに、ある程度の表裏の使い分けは大人社会には必要なことかもしれない。しかし、この祖母の場合は度を越している。次はある時の会話。

「なに、いやならいやとはっきり言えいんだよ。いやなものを無理にやろうとは言わないんだから」(中略)

「ほんとうは私、行かなくってもいいんなら行きたくないの」(中略)

「何だと！ 行きたくないと！ 少しやさしい言葉をかけてやれば凶にのってすぐこれだ。(中略)行くのが当りまえじゃないか。(中略) たった今出て行っておくれ！」(pp.160-161)

このように、素直に気持ちを表現しろと言いながら、それを口にした途端、烈火のごとく怒るのである。このような対応は子どもの心を委縮させる。金銭と表裏の論理によって自由を剥奪され貶められた生活の中で、文子は祖母の機嫌を取るために遂に小銭を盗んだり、米を盗み売って釣銭に足して祖母の叱責を逃れようとしたことまでも告白している<sup>21</sup>。

一方、金子文子は芙江で朝鮮人とどのように接し、どのように彼らを理解したのだろうか。文子が具体的に手記の中に描写している朝鮮人は二人いる。

まず、岩下家の下男として働く高。高は正直、素直で珍しいほどの働き者である。しかし、極度に貧しい。それは挿入された次のエピソードに顕著だ。ある日、高は一日休暇をとりたくて祖母に申し出る。その理由は、一枚しかない着物を洗濯し乾かすためだった。それほど貧しい生活を送りながら、線路工夫の方が待遇がいいと判っている

のに祖母に言いくるめられ、高は「この苦しみのうちに縛りつけられているのだった」。もう一人は、文子が祖母から体罰を受け、食を与えられず家を放逐された時、親切に声をかけてくれた近所の朝鮮人のおかみさんである。すぐ下の路傍にある朝鮮人の共同井戸で「かわいそうに！」「うちへ遊びに来ませんか」「麦御飯でよければ、おあがりになりませんか。御飯はたくさんありますから……」と声をかけてくれたとある。この時の心境を文子は次のように書いている。

朝鮮にいた永い永い七ヶ年の間を通じて、この時ほど私は人間の愛というものに感動したことはなかった。(p.165)

文子は支配者として君臨する日本人よりも、植民地下に置かれながらもこのような暖かい人間性を発露する朝鮮の人々に親近感と同情を寄せていることは明らかだ。

### (5) 朝鮮の自然

そして、過酷な朝鮮生活の中で文子を救ったのは朝鮮の自然である。

恰好のいい芙蓉峰が遙か彼方に聳えている。その裾を繞って東から西へと、秋の太陽の光線を反射させて銀色に光る白川が、白絹を晒したようにゆったりと流れている。その砂原を荷を負うた驢馬が懶そうに通っている。山裾には木の間をすかして鮮人部落の低い藁屋根が、ちらほらと見える。霞の中にぼかされた静かな村だ。南面に見るような景色である。(pp.155-156)

一人、台山で栗拾いをする時、文子は自由な自分を回復することが出来たのだった。

自分がほんとに生きて生きているような気がする。(p.156)

ああ自然！ 自然には嘘いつわりがない。自然は率直で、自由で、人間のように人間を否めない。(p.157)

自然の中で文子が自己を回復する場面は『何が私をこうさせたか』の中でも何か所か登場する。例えば幼少時暮らした母親の同棲相手・小林の故郷である小袖部落の自然<sup>22</sup>、そして、朝鮮からの帰国後の故郷の山の描写など、いずれも自然に触

れ再生を図るのだが、朝鮮の自然は祖母らの虐待に耐えかねて一度は死を決意した文子の心を回心させる大きな力を持った自然であった。

死を決意し土手の陰にうずくまって汽車を待つ文子だったが、いつまで経っても汽車は来ず、彼女は「白川へ！ 白川へ！ あの底知れぬ蒼い川底へ……」と川を目指す。けれど、あたりを見まわした時、文子は思う。「何と美しい自然であろう。私は今一度耳をすました。何という平和な静けさだろう。」「世にはまだ愛すべきものが無数にある。」と。そして、「そうだ、私と同じように苦しめられている人々と一緒に苦しめている人々に復讐をしてやらねばならぬ。そうだ、死んではならない。」と考えを改める。

このように、朝鮮の自然は文子の命を救う。と同時に「復讐」の炎も文子に植え付けた。この「復讐」の炎を胸に生きていくことは日本及び日本人に虐げられた朝鮮の人々の思いを受け継ぐことでもあった。ただし、それは民族解放運動という形ではなく、後に「反逆」「破壊」を標榜する虚無思想という形をとることになる。

### 【3】書かなかった／抹消された 3.1 運動

以上、金子文子が獄中手記『何が私をこうさせたか』に記した、在朝鮮時代に心に留めた在朝日本人社会と日本人の姿、そして、それらと対照的な朝鮮の人々、自然について時代的な背景を含めて振り返った。しかし、金子文子が書かなかった、または抹消された出来事がある。それは「3.1 運動」である。

第一次世界大戦終結に先立ち 1918 年 1 月、アメリカのウィルソンが発表した被抑圧民族・国家の独立や自治を掲げた 14 カ条平和原則は、日韓併合以来日本の圧政に喘いでいた朝鮮の独立運動家たちを大いに鼓舞した。そして、東京、上海、北京を中心に独立運動の準備が朝鮮人留学生らによって進められた。朝鮮国内では天道教団とキリスト教団、そして仏教団が合同で民族代表として独立運動計画を進めていた中、1919 年 1 月、時代に翻弄された悲運の皇帝イメージが強い高宗皇帝が亡くなった。独立宣言は高宗皇帝の国葬に合

わせ、3月1日にパゴダ公園で行うこととなった。しかし、民族代表は現れず、学生と一般民衆が独立宣言を朗読、「大韓独立万歳」と高唱し、全国から哀悼の意を表し国葬に参列しようと京城に集まってきた民衆と共に示威行進を行った。こうした運動は朝鮮全土に広がり、指導者の独立宣言や演説の後、示威行進が行われた。3.1運動は一般に平和的なイメージで語られることが多いが、趙景達は、朝鮮人が日本人商店や日本人を襲ったり、憲兵警察の弾圧に対し武器を取って暴力に訴えたと指摘している<sup>23</sup>。これに対し、日本側は虐殺や苛酷な拷問を行った。4月15日に水原郡の堤岩里で20数名のキリスト教徒と天道教徒が教会に閉じ込められて射殺された上、教会と共に放火された事件が象徴的である。こうした大弾圧の被害には諸説あるものの、朴慶植によれば、死者7509人、負傷者15961人、被囚者46948人である<sup>24</sup>。

この3.1運動の時、金子文子は朝鮮にいた。『何が私をこうさせたか』には不思議とこの時の様子は記されていない。だが、美江でも「山上烽火による示威」が行われたこと、夜、山に登って松明に火をつけ万歳を叫んだ人々のことなどが証言として残っている<sup>25</sup>。こうした光景を見た想いを文子は裁判記録の中で次のように書いている<sup>26</sup>。

如何なる朝鮮人の思想より日本に対する叛逆的気分を除き去る事はできないであります。

私は大正八年中朝鮮に居て朝鮮の独立騒擾の光景を目撃して、私すら権力への叛逆気分が起り、朝鮮の方の為さる独立運動を思ふ時、他人の事とは思ひ得ぬ程の感激が胸に湧きます。

朝鮮の虐げられてきた人々が反権力の思想を行動において示すことの雄々しさを、金子文子はこの時、体感したことであろう。文子の母も「文子はその頃朝鮮の万歳騒ぎを目撃したことや、貧しい百姓のこと、学校で受けている×（鮮）人の差別待遇のことを話し出してしまうにはオイオイと声を上げて泣きだしてしまうのです。」と回想している<sup>27</sup>。また、検閲によって判読不明な箇所が多いが、1923年3月発行の『現社会』第3号にも「朝

鮮の〇〇記念日」と題して3.1運動について記している<sup>28</sup>。3.1運動の様子は必ずや文子の目に焼き付き、または耳に入っていたはずである。そして、自分と同じように虐げられている朝鮮の人々への共感、祖母をはじめとする日本人や日本社会への嫌悪を増幅し、復讐の念を掻き立てたことであろう。

しかし、これほど強い印象を持ったはずの3.1運動のことが『何が私をこうさせたか』には記載されていない。獄中で創作した短歌原稿が文子の死後、栗原一男の元に宅下げされた時、抹消された部分が多めに多く、特に思想が鮮明に表現されているものが厄に遭っているという<sup>29</sup>。3.1運動に関わる部分も拘置所の検閲によって抹消されたと見るのが妥当だと考えられる。

#### 【4】無籍者

これまで金子文子の朝鮮時代の経験を検証してきた。この文子にとっての朝鮮体験の意味について、岸野淳子は「抑圧する側のはずれ者の立場から、その非人間性を我が身の痛さを通して知ったことが後に文子の思想形成の基盤となったことはたしかだ」と書いている<sup>30</sup>。また、山田昭次はこの岸野の言及を踏まえ、「文子が日本にしようと、朝鮮にしようと体制からはずされて生きていたということが重要だと思う。」と述べている<sup>31</sup>。論者は両氏の見解に賛同しつつも、文子の朝鮮生活の中で最も注目すべきは自分がかつて無籍者であったことを知らされたと同時に戸籍に登録され、日本国籍を得たことにあるのではないかと考える<sup>32</sup>。そこで、戸籍とそれに伴う国籍に注目してこの点について再考してみたい。

お前は無籍だったのだよ。無籍ものとはな、いいかい。無籍者とは生まれていて生まれていないことなんだよ。だから学校なんかへ行けないんだよ。(p.112)

この無籍者の本質を突いた祖母の言葉がいかにか文子を傷つけたのか、想像するに余りある。「この無籍者という言葉のためにどんなに私の自信を傷つけられたか知れない。私はそれを忘れられない」(p.112)という言葉がそれを裏付ける。こ

れまで、日本の内地で学校への入学が許されなかったり、特別扱いされ免状をもらえなかったりしたことがあったが、文子はその特別な差別が悲しかったのであり、それが「無籍」という自分の境遇によるものであったことを知らなかったのである。文子は書いている。「私が無籍者だったのを知ったのは朝鮮に来てからのことである」(p.113)と。それを知らせたのが朝鮮の祖母の言葉だったのだ。

では、「無籍」とはどのような状態を指し、人をどのような境遇に追いやるものなのだろうか。

遠藤正敬によれば、「戸籍」とは「個人の身分関係の変動について記録し、国家が管理する公文書」である<sup>33</sup>。国家が国民を登録するのは、人口調査のためと個人の家族関係や居住関係などの生活実態を把握する身分登録のためである。そのために日本が用いている「戸籍」は、家族単位で登録簿を編成する方式に特色がある。日本人を把握し統制する装置として生き続けている「戸籍」に記載されるのは「日本国民」に限られ、日本国籍を有する者はすべて戸籍に記載されることが原則である。つまり、戸籍は「日本国民登録簿」であり、戸籍のない者は「日本国民」ではないことを推認させるものとされる<sup>34</sup>。そして、そこから日本人であれば必ず戸籍を持っている、籍がないのは普通ではないというような戸籍意識も生まれ、無戸籍者は日本国籍である証明がないため旅券の発給や住民票の交付を受けられないなどの不利益を被る。ゆえに金子文子の場合には尋常小学校に入学することが出来なかったのである。また、戸籍は日本国民すべてが登録されるという建前をとりながら、登録は届き出が原則であり、現実には届け出がなされず戸籍に登録されない「無戸籍者」が存在している。無戸籍が発生する主たる原因は①親が子の出生届を出さなかった、②親が無戸籍のため生まれた子の入るべき戸籍が存在しない、③本籍が不明、であり、このうち最も一般的な原因は①であるという<sup>35</sup>。金子文子もこれに当たる。

このように、生まれてきた子どもに罪はないにも関わらず、無籍者というレッテルを貼られることは日本国民であることを否定されることを意味する。しかし、文子は日本国民であることを否定された

だけでなく、日本の教育制度の中で痛めつけられてきた。文子の言葉を借りれば次のようだ<sup>36</sup>。

つまり私は日本の土地の御役介に成り乍ら、日本の人間でも無く何処の国の人間でも無く、私の籍は天国に在ったが為め、私は日本の人間で無いのに拘らず、日本の制度から精神的にも肉体的にも堪へられない虐待を受けました。(中略)

現実、私が存在して居乍ら無籍なるが為めに其の現実して居る事を認めないのが法律であります。法律が確かなる存在を認めて居らぬと言ふ丈けの理由であ一も惨に其の存在を無視されたのであります。

このように、無籍であることにより、自己の確かな存在自体を否定されただけでなく精神的、肉体的に虐待を受けたことへの強い憤りが表れている。

そして、文子がかつて無籍であったことを知ったのは朝鮮の祖母の言葉によってであり、無籍者にした両親はじめ文子を虐げた日本人や日本という国に対する憎悪を意識化させたのが朝鮮の生活だったということを強調しておきたい。

しかし、問題はそれだけではない。無籍者、つまり、日本人と認められていなかった文子を、朝鮮行は日本戸籍を持つ者＝真の日本人と化したのである。朝鮮行きを機に文子は無籍の状態から日本国民として日本国家の枠の中へ組み込まれたのだ。ただ、朝鮮で岩下家の跡取りとして強制された価値観は到底、文子が受け入れられるものではなく、その結果、金子の戸籍に戻されてしまうのだが。いずれにしても、この戸籍取得、つまり、日本国籍取得は無籍であった頃より、文子に日本社会の中で生きる違和や居心地の悪さを感じさせたのではないか。それはこれまで見て来たように、文子が朝鮮での日本人の蛮行を点描し、日本人よりも朝鮮の人々に親近感を覚えその徳性を書き留めていることから明らかである。日本国民となったものの、日本人に対する嫌悪感を抱えて生きていかざるをえなかったのが文子であり、文子の個性や感性が日本という国家制度に抑圧されていく過程が文子の朝鮮での日々だったと考えられるのである。

このような文子の周辺には、文子と同じように日本の戸籍に登録されていないにも関わらず、日本国に従属することを求められた人々がいた。朝鮮の人々である。遠藤正敬によれば、植民地下に生きる朝鮮の人々は日本国臣民になることを強制されながら、日本国民と同じ扱いを受けているわけではなかった。というのも、1910年の韓国併合条約において韓国の領土国民に対する一切の統治権が日本国に譲渡されることが承認されたものの国籍得喪に関する規定は設けられなかった。換言すれば、朝鮮人は生来の日本人と同じ「日本臣民」とされたが、与えられた「日本国籍」は生来の日本人が保持している日本国籍とは異なり権利義務関係において差別的に扱われていたのだった。台湾・樺太の領土住民については日本国籍法が施行されていったが、朝鮮だけは植民地統治が終結するまで日本国籍法が施行されることはなかった。具体的には国籍変更の自由を認められなかったのである。その理由は、危険分子を日本国籍で拘束することで抑圧するため、また、朝鮮人が満州において獲得した経済的権利を自国民の利益の名で日本の権益拡張に利用するためだったという<sup>37</sup>。

金子文子は朝鮮行きを契機に日本の戸籍に入り、日本国籍を得、日本人として認められたが、日本人であることに自分を重ねることができなかった。朝鮮の人々は日本臣民の立場を強制され、表面上は日本人とされながら生粋の日本人とは認められず、上下関係の下層に押し込められ、そこから脱出することも禁じられていた。両者の間に相似関係が認められることは明らかである。文子は無籍者であったことを朝鮮にいた時に知ったことで、子どもながらに日本というものを相対的にまなざし、自己の置かれた境遇と朝鮮の人々との相似を感じたのに相違ない。そして、無籍だった自分が戸籍を得ることで当時の日本の中に囲繞されるその息苦しさを感じ、綴ったのが『何が私をこうさせたか』の「朝鮮での私の生活」部分だったのである。これは外地である朝鮮で、無籍者であった過去を持つ文子だからこそできたことに違いない。

## 【おわりに】

以上、金子文子の朝鮮体験を検証してきた。具体的には芙江での生活ということになるが、その地が京釜線に位置することから京釜線をめぐる日朝両国民の想いの相違、そして、日本人移民の生活実態、文子を引き取った岩下家が営む高利貸しや阿片密売の背景、文子を書き留めた朝鮮人への笞刑が実際どのように実施されていたかなど、金子文子の生きた時代の朝鮮をできるだけ詳細に追った。そのことにより金子文子の朝鮮時代の意味の重さが再認識されると考えたからである。そして、文子がかつて無籍者であったことを知ったのがこの朝鮮時代であるという点を注視すべきだと考える。日本にいた子供時代、文子は疎外されてきた。その理由が明らかになったのだ。すべて無籍であったために日本国民として認められなかったことに起因していたのである。けれど、注目すべきことは、文子は朝鮮行を機に得た日本国民としての帰属を喜んではいない、ということである。朝鮮での日本人の現実に触れて、日本帝国に帰属しようとは思わなかったはずだ。朝鮮での生活が苛酷なものとなったのは、無籍者であった文子が岩下家の養子として日本国籍に入れられたことが起点なのである。日本帝国の臣民としての生を生きざるを得なくなった時、これまでとは異なる文子の苦しみが始まったのではないか。それは日韓併合後の朝鮮半島の人々の想いと重なるものだったはずである。文子の朝鮮体験は、日本国家との対峙という、今後の文子の人生を貫く大きな命題を課した。それは日本に併合されながら日本人と同等に扱われない朝鮮の人々と同様のものであったと言える。

## 【付記】

本論は、科学研究費補助金、基盤研究(C)、研究期間2019年4月1日—2022年3月31日、研究課題/領域番号19K00533、研究テーマ『『人間の絶対平等』を目指した金子文子の思想と文学の総合的研究』の成果の一部である。

## 註

- 1 金子文子は1903年、横浜市に生まれた。父・佐伯文一は文子を戸籍に入れず、以後、文子は無籍者の悲哀を味わうこととなる。後、父母は別離し、母・金子きくのは文子を置いて他家へ嫁ぐことを繰り返した。1912年、親類に引き取られ、朝鮮忠清北道芙蓉面芙江里に移り、芙蓉公立高等小学校卒業。19年、山梨の母の実家へ戻る。20年、上京し、新聞売り、露天商、女中などしながら苦学する中で、無政府主義、虚無主義に傾倒。22年、朴烈と知り合い同棲。「不逞鮮人」をもじった『太い鮮人』を創刊。23年、関東大震災が起き、朴・金子は保護拘束される。爆発物取締規則違反容疑で追起訴され、25年、刑法第73条にあたるとして大審院管轄事件となるも金子文子は転向を拒否、自叙伝の執筆を開始する。26年、大審院は朴・金子に死刑判決を下す。約一ヵ月後、恩赦により無期懲役となるも金子文子は獄中で縊死を遂げた。享年23歳。遺骨は朝鮮聞慶面八霊一里に埋葬される。現在、聞慶に「朴烈義士・夫人金子文子女史記念館」が建設され、文子の墓も敷地内に移された。
- 2 「第12回訊問調書」[1924年5月14日市谷刑務所]には次のようにある。「すべての人間は完全に平等であり、したがってすべての人間は人間であるという、ただ一つの資格によって人間としての生活の権利を完全に、かつ平等に享受すべきははずのものであると信じております。(中略)神聖不可侵の権威として彼らに印象されているところの天皇、皇太子なる者が、実は空虚なる一塊の肉の塊であり、木偶に過ぎない(中略)少数特権階級者が私腹を肥やす目的の下に財源たる一般民衆を欺瞞するために操っている一個の操人形であり愚な傀儡に過ぎないこと。(中略)己を犠牲にして国家のために尽くすという(中略)かの忠君愛国なる思想は、実は彼らが私利を貪るための方便として美しい形容詞をもって包んだところの己の利益のために他人の生命を犠牲にする一つの残忍なる欲望に過ぎないこと。(中略)他愛的な道德、(中略)権力への隷属道德等の觀念が、実は純然たる仮定の上に現れた一つの錯覚であり、うつろなる幻影に過ぎないことを、人間に知らしめ、それによって人間は完全に自己のために行動すべきもの、宇宙の創造主はすなわち自己自身であること(中略)を民衆に自覚せしむるために私は坊っちゃん(皇太子)を狙っていたのであります。」大島英三郎編(1977)『朴烈・金子文子裁判記録』pp.57-62、黒色戦線社。表記を漢字と片仮名から漢字と平仮名に変えている。
- 3 栗原一男「忘れ得ぬ面影」(2017年)『何が私をこうさせたか』p.9、岩波書店
- 4 「判事は、私に、私の過去の経歴について何か書いて見せろと命じた。」(「手記の初めに」)ことから執筆した、自己の思想形成過程を綴った手記。「『事実の記録』として見、扱って欲しい。」(「添削されるについての私の希望」)とあり、金子文子の思想形成過程を丹念に辿っている。同志・栗原一男が金子文子の遺稿をまとめ、1931年7月、春秋社より刊行した。本論での引用は『何が私をこうさせたか』2017年、岩波書店による。
- 5 高崎宗司(2013)『植民地朝鮮の日本人』p.47、岩波書店
- 6 大竹聖美(2008)『植民地朝鮮と児童文化』p.30、社会評論社。歌の日本語訳は大竹氏による。
- 7 差別表現であるが、原典を尊重し、そのまま表記した。
- 8 安元隆子(2021)「金子文子論—『運命』からの脱却—」『国際関係研究』41巻、pp.51-60を参照されたい。
- 9 岩下敬三郎。長野県出身。1898年に文一の妹・カメと結婚した。
- 10 註5と同じ。p.121
- 11 註5と同じ。p.8。日本人の釜山開港期の居留民の財産蓄積にとって重要だったのは高利貸だったという朴憲哲の指摘、また、成功した人の表向きの職業は農業、商業、工業の

- いずれであれ裏は高利貸で没落した農民の土地を兼併して地主となったものが多いという中野実の指摘を元にした見解。また、朴憲哲「開港期釜山港を中心に見た日本人の商業活動」(未発表、1985年)の、高利貸しは統計上には出てこないが居留民の半分以上がこれに従事しており、利子は高いものは10日で1割に及んだが、利子を取ることも返せなかった人から土地を取りあげることが目的だった、という指摘を紹介している。
- 12 「思ったこと二つ三つ」(1922年8月10日)『黒涛』第2号
- 13 註5と同じ。p.122
- 14 林省三(1964)『荒野の石』p.157、甲陽書房
- 15 註5と同じ。p.111
- 16 「取り残された母親 文子の母親を訪う」(1984)『赤いつつじの花—金子文子の思い出と歌集』p.53、黒色戦線社
- 17 金一勉(1984)『天皇と朝鮮人と総督府』pp.34-37、田畑書店
- 18 趙景達(2013)『植民地朝鮮と日本』p.7、岩波書店
- 19 註17と同じ。pp.31-32
- 20 民度が向上したこと、蛮刑であること、日本と朝鮮の唯一の差別を撤廃すべきである、との理由により1920年4月、朝鮮での笞刑は廃止された。
- 21 安元隆子「金子文子『何が私をかうさせたか』のルソー受容の可能性」(2020)『国際関係研究』40巻2号、pp.15-24参照。
- 22 安元隆子「金子文子『何が私をかうさせたか』に描かれた「山村」」(2016)『東アジア日本語教育・日本文化研究』19号、pp.71-89参照。
- 23 註18と同じ。p.44
- 24 朴慶植(1976)『朝鮮三・一独立運動』p.132、平凡社
- 25 岸野淳子(1981)「芙江を訪れて」『季刊三千里』第26号、p.17
- 26 第4回被告人尋問調書[1924年1月23日東京裁判所]。大島英三郎編(1977)『朴烈・金子文子裁判記録』p.20、黒色戦線社。表記を漢字と平仮名に改めた。
- 27 栗原一男(1984)「取り残された母親—金子文子の母親を訪う—」『赤いつつじの花—金子文子の思い出と歌集』p.53、黒色戦線社
- 28 「一九一九年三月、(6字不明)は或いは官憲の銃剣に刺され、或いは(2字不明)に憤死し、(3字不明)銃弾に倒れ一時は所謂鎮(8字不明)った。而し虐げ(7字不明)潮の高鳴りは○○○○の武力ごときにては、到底鎮(5字不明)なかった。」とある。
- 29 「歌稿を見た後に」(1972)復刻版『何が私をかうさせたか』p.437、黒色戦線社
- 30 「金子文子と朝鮮」(1982)『季刊三千里』第31号、p.194
- 31 山田昭次(1996)『金子文子 自己・天皇制国家・朝鮮人』p.50、影書房
- 32 金子文子を岩下家の養子とするためには無籍のままでは都合が悪いため、文子は母方の祖父母(金子)の娘として戸籍に入れられたのち、岩下家に転籍した。
- 33 遠藤正敬(2013)『戸籍と国籍の近現代史』pp.10-11、p.16、pp.62-63、明石書店
- 34 田代有嗣(1974)『国籍法逐条解説』pp.6-7、日本加除出版
- 35 遠藤正敬(2017)『戸籍と無戸籍』p.57、人文書院
- 36 第3回被告人尋問調書[1924年1月22日東京裁判所]大島英三郎編(1977)『朴烈・金子文子裁判記録』p.15、黒色戦線社
- 37 遠藤正敬(2010)『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』p.56、pp.64-65、明石書店

#### 【主要参考文献】

- ・大島英三郎編(1977)『朴烈・金子文子裁判記録』黒色戦線社
- ・鈴木裕子編(2013)『金子文子 わたしはわたし自身を生きる』梨の木舎
- ・山田昭次(2004)『金子文子 自己・天皇制国家・朝鮮人』
- ・高崎宗司(2013)『植民地朝鮮の日本人』岩波

書店

- ・趙景達（2013）『植民地朝鮮と日本』岩波書店
- ・大竹聖美（2008）『植民地朝鮮と児童文化』社会評論社
- ・林省三（1964）『荒野の石』甲陽書房
- ・栗原一男（1984）「取り残された母親—金子文子の母親を訪う—」『赤いつつじの花—金子文子の思い出と歌集』黒色戦線社
- ・金一勉（1984）『天皇と朝鮮人と総督府』田畑書店
- ・遠藤正敬（2013）『戸籍と国籍の近現代史』明石書店
- ・遠藤正敬（2011）『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満州・朝鮮・台湾』明石書店
- ・田代有嗣（1974）『国籍法逐条解説』日本加除出版
- ・岸野淳子（1981）「英江を訪れて」『季刊三千里』第26号
- ・岸野淳子（1982）「金子文子と朝鮮」『季刊三千里』第31号
- ・朴慶植（1976）『朝鮮三・一独立運動』平凡社

# 音声コーパスを用いた強形の can に関する研究

大井川 朋 彦\*<sup>1</sup>

A Corpus-based Study on “can” in Strong Form

Tomohiko OOIGAWA \*<sup>1</sup>

In order to confirm the importance of phonological research on *can* and *can't*, the present study examined how frequently *can* in strong form appeared in natural conversations using Buckeye Corpus (Pitt et al. 2007). The study is aimed to be a part of a research project to develop training programs to help language learners to correctly perceive and produce non-native speech sounds which are difficult to learn. Since English is globally used as a foreign/second language (e.g. Kachru 1992), it is important to learn its phonological features. It can be predicted that the English modal verb *can* and its negative contracted form *can't* are frequently used in everyday conversations because they are basic words. Especially in North-American-type English, *can* can be phonetically close to *can't* when *can* is realized as a strong form, and the auditory perception (i.e. identification) of the two words can be difficult for non-native speakers of English (e.g. Ooigawa 2018). According to the corpus analyses, *can* is a frequent modal verb. In a 30-to-60-minute conversation, both *can* and *can't* appear at least twice, and *can* in strong form appears from 0 to 20 times depending on the speaker. Non-native listeners may mis-identify the two words in actual conversations.

## 1. 導入

### 1.1 目的

先行研究によると、*can* が強形として実現した際、北米系英語の場合 *can't* と音声的に類似し、両語の聴取による弁別・同定が日本語母語話者などの非英語母語話者には困難になりうるとされる (Ooigawa 2014, 2018, Takahashi and Ooigawa 2012, 2016)。加えて、*can* 及び *can't* は基礎的な語であるため、会話において頻繁に使用されると考えられる。本研究では、音声コーパスを用いて *can* が会話の中でどの程度頻繁に用いられるか、そしてその内どの程度の割合で強形の *can* が出現するかを *can't* と比較しながら検討し、*can* 及び *can't* の正確な弁別・同定の重要性やそのための研究の重要性を検証した。本研究は、非母語の言

語の学習者向けの、母語に存在せず弁別・同定や産出が困難な音韻対立の音声を正しく弁別・同定や産出するための訓練プログラムの開発に、最終的につなげることを目指している。特に英語は、世界中で第二言語や外国語として使用されており (e.g. Jenkins 2007, Kachru 1992)、最も国際的に使用されている言語の1つであると考えられる。従って、その音韻的特徴の知識を持ち、その音声を正しく弁別・同定や産出することは重要であると考えられる。*can* 及び *can't* は会話において多用されると考えられ、加えて、取り違えると全く反対の意味になる重要な語であるのにも関わらず、両語の知覚・産出に関する研究は英語の /l/ 音及び /r/ 音などの他の音声・音韻的な研究と比べると、著者の知る限り、あまり行われていない。加えて、通訳業務などの実務において英語を運用

\*1 日本大学国際関係学部国際教養学科 助教 Assistant Professor, Department of Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

する中で非英語母語話者が両語の区別に困難さを抱えているという報告もあり (Takahashi and Ooigawa 2012, 2016)、両語の音声学・音韻論的な研究を行い、それらの特徴を明らかにすることは、そのような国際的に活躍する実務家の抱える問題を解決することにつながる可能性もある。

## 1.2 can 及び can't

英語の法助動詞 can の否定形は cannot で、その縮約形は can't である。英語発音辞典 (Jones et al. 2011, Wells 2008) によると、米英語における can の強形の発音は [kæ̃n]、弱形は [kən]、[kŋ] などと記載されている。一方、can't は強形のみで、[kæ̃nt] と表記されている。法助動詞を含めた多くの機能語には強形と弱形の2種類の発音形式があるとされ、強形の語は強勢を伴い、弱形では伴わない (Collins and Mees 2008, Cruttenden 2008, Ladefoged 2006)。通常、can は文中では弱形もしくは強形で、文末では強形で発音されるのに対して、can't は常に強形で発音されるとされる (Collins and Mees 2008, Cruttenden 2008)。加えて、can't の /t/ が知覚可能な解放音を伴わない音声として実現することや、[t] や [tʰ] や [ʔ] などの /t/ の実現形を全く伴わないで実現する可能性も指摘されている (Ooigawa 2014, Shockey 2003, Takahashi and Ooigawa 2012, 2016, Wells 2008, 佐々木 1993)。表1はここまで述べられた米英語における can 及び can't の音声的な特徴を示している。強形の can 及び can't は共に [kæ̃n] として実現する可能性があり、聴取による弁別・同定が困難であることが予想できる。複数の研究で両語の弁別・同定が非英語母語話者にとって困難であることが示されており (Ernestus et al. 2017)、特に北米系英語の can が強形で実現した場合、顕著である (Ooigawa 2014, 2018, Takahashi and Ooigawa 2012, 2016)。しかしながら、実際の会話では、どのくらい両語がどの発音形式で出現し、これらを混同する可能性があるのかを示した研究は皆無である。そこで、本研究では音声コーパスを用いて北米系英語において強形の can がどの程度出現するかを検討した。

表1：米英語の can 及び can't の音声的特徴

	can	can't
弱形	[k(ə)n]	なし
強形	[kæ̃n]	[kæ̃n(t)]

## 1.3 コーパス

著者の知る限り、強形の can に着目し音声コーパスを用いた分析を行った研究は皆無である。本研究では、自然会話に近い会話が収録されていると考えられる Buckeye Corpus of Conversational Speech (以下、Buckeye Corpus) (Pitt et al. 2007) を用いて、can 及び can't が日常会話で頻繁に使用されるということを検証し、どの程度の割合で強形の can が出現するかを can't と比較しながら検討し、両語の弁別・同定の重要性について検討した。このコーパスは米オハイオ州出身の英語母語話者40名の30分から60分のインタビュー形式の会話音声収録されているデータベースであり、総語数に換算すると約30万語である。会話音声に加え、各語の正書法による表記、音声表記、文法的な役割を示すタグなどが記載されている。そのため、弱形・強形の can 及び can't の出現数、つまり、トークン数 (延べ語数) を検討するためのコーパスとして適切であると判断した。

## 2. 分析

### 2.1 コーパス全体の中の can

Buckeye Corpus には様々な種類の電子ファイルが含まれているが、その中で各語の話者、正書法による表記、音声表記、文法的な役割を示すタグを一度に確認できる modified\_dot\_words\_files を分析に使用した。コーパスの音声は語または <LAUGH> (笑い) や <SIL> (無音) などの non-speech に分類されている。<LAUGH-can\_be\_hard> (笑いながら “can be hard” と言った) のような記録も存在したが、non-speech には音声表記や文法のタグ付けがなされていないため分析対象としなかった。

コーパスに収録されている中で non-speech に分類されなかった全ての語の総トークン数 (延べ語数) は 286,994 であった (表2参照)。その内、

can が 735 (0.256%)、can't が 425 (0.148%)、cannot が 5 (0.002%) であった。これら 3 つの語の合計は 1,165 で全体の約 0.4% であった。このことから、can 及び can't が頻繁に使用される語であるかは判断できないが、極端に cannot のトークン数が少なく、会話では主に can 及び can't が使用されることが判る。

次に can と同じ文法範疇である法助動詞 (法助動詞) の総数と比較した。このコーパスでは、法助動詞 (modal) は MD という文法タグで分類されるが、それは原形のもののみである。肯定の縮約形 (would の 'd) や否定の縮約形 (can't や shouldn't 等) は MD に含まれず、これらは他の種類の語と共に複数の別のタグに分類されているため、分析対象から除外した。原形の法助動詞 (would、can、should 等) の総トークン数は 2,794 で全体の約 1% であり (表 3 参照)、can 単独で 0.26% であるため、can は法助動詞の中では頻繁に使用されるものであることが判る。次に、他の法助動詞との比較を行った。

表 2 : コーパスの総トークン数と can を含む語のトークン数

	トークン数	%
全体	286,994	
can	735	0.256
can't	425	0.148
cannot	5	0.002
can系	1,165	0.406

表 3 : 法助動詞 (原形) の総トークン数と can のトークン数

	トークン数	%
全体	286,994	
法助動詞	2,794	0.97
can	735	0.26

## 2.2 他の法助動詞との比較

原形の法助動詞の総トークン数 2,794 の内、would が 903 (32.3%)、can が 735 (26.3%)、could が 395 (14.1%) であり、can は would に次いで 2 番目に多く使用された法助動詞であったことが示された (表 4 参照)。割合 (%) を見

ても、1 位の would と 2 位の can のトークン数の差 (168) と 2 位の can と 3 位の could のトークン数の差 (340) を比較しても、上位 2 語が圧倒的に多く使用されたことが判る。しかしながら、would には肯定の縮約形 ('d) が存在するため、実際には 1 位と 2 位の差は更に大きい可能性がある。加えて興味深いことに、would 及び can のみで全体の過半数であり、他の基礎的な法助動詞、should、will、might、may、must、shall よりもかなり頻繁に使用されていることが判った。このことから、can の重要性だけでなく would の重要性も示唆された。

表 4 : 法助動詞 (原形) のトークン数の比較

法助動詞	トークン数	%
would	903	32.3
can	735	26.3
could	395	14.1
should	261	9.3
will	231	8.3
might	153	5.5
may	54	1.9
must	33	1.2
ought	12	0.4
gotta	9	0.3
hafta	4	0.1
shall	2	0.1
usetta	2	0.1
合計	2,794	

## 2.3 話者 (インタビュー) ごとの比較

1.3 でも述べたように、Buckeye Corpus には米英語母語話者 40 名の 30 分から 60 分のインタビュー形式の会話音声収録されている。各話者、つまり、1 インタビューごとの can 及び can't のトークン数を分析した。can のトークン数では、最小値が 4 で、最大値が 43 で、平均値が 18.4、中央値が 15.5、標準偏差が 10.0 であった (表 5 及び図 1 参照)。一方、can't では最小値が 2、最大値が 35、平均値が 10.6、中央値 8.5、標準偏差が 7.8 であった。この結果から、どの話者もインタビュー中に 4 回は can を、2 回は can't を使用したということと、最小値と最

大値の差や、標準偏差が大きいことから、can は can't に比べ、使用される頻度が話者によって異なることも示された。更に、中央値から判断すると、米英語母語話者と30分から60分間会話をすると、can は15回前後、can't は8回前後、産出されるという可能性が高いことがうかがえる。

表5：話者（インタビュー）ごとのトークン数の比較

	can	can't
最大値	43	35
平均値	18.4	10.6
中央値	15.5	8.5
標準偏差	10.0	7.8
最小値	4	2

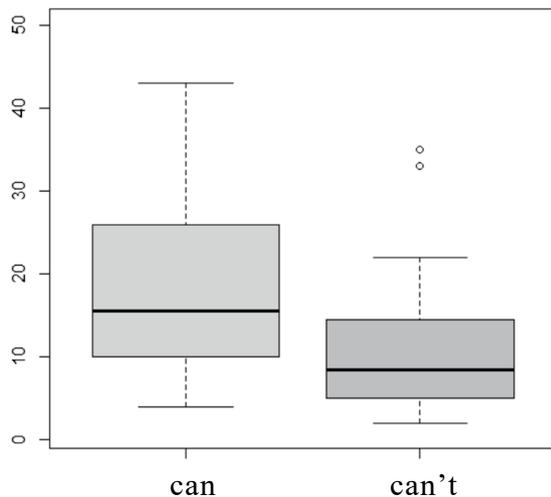


図1：話者（インタビュー）ごとのトークン数の比較

## 2.4 強形の can

### 2.4.1 強形の定義（can 及び can't の母音）

Buckeye Corpus には強勢の有無が示されていないため、母音の質で強勢の有無を判断した。表6は10トークン以上確認できた can 及び can't の母音（または音節主音的鼻音）を一覧にしたものである。1.2で述べたように、英語発音辞典（Jones et al. 2011, Wells 2008）によると、can の強形は [kæn]、弱形は [kən]、[kŋ] と記載されている。一方、can't は強形のみで、[kænt] と表記されている。can't のトークンのほとんどが [æ] を含み、[e] の場合もある程度存在するため、

can のトークンの内、[æ] または [e] を含んでいるものを強形とし、それ以外を弱形とした。尚、Buckeye Corpus において使用されている音声表記は国際音声記号（IPA）によるものとは異なるため、IPA（1999）及び Ladefoged（2006）を参考に IPA による表記も掲載した。

英語の [a] は強勢のない様々な母音を示すため、コーパス上では can の母音は様々な表記として現れたと考えられる。コーパス上の [ɪ]、[ʌ]、[ɪ] は発音辞典上の [ə] に相当すると考えられる。音節主音的鼻音の [ŋ] は辞典と同様であるが、[ŋ] に関しては後続する子音（調音場所が共通する [k] や [g]）の影響で同化現象を起こしたと考えられる。加えて、can の母音として [ʌ] ではなく、[ɪ] が最多であったことは大変興味深い。can の [k] が口蓋化している可能性が考えられる。

表6：can 及び can't の母音比較  
(その他は10トークン以下のもの)

can			
Buckeye	IPA	トークン数	%
ih	ɪ	389	52.9
en	ɛ̃	116	15.8
eh	ɛ	76	10.3
ah	ʌ	57	7.8
ae	æ	45	6.1
eng	ɪ̃	13	1.8
ihn	ĩ	11	1.5
その他		28	3.8
合計		735	

can't			
Buckeye	IPA	トークン数	%
ae	æ	251	59.1
aen	æ̃	133	31.3
eh	ɛ	19	4.5
その他		22	5.2
合計		425	

### 2.4.2 強形の can の割合

2.4.1で示されたように、can のトークンの内、[æ] または [e] を含んでいるものを強形とし、それ以外を弱形とした。その定義の下でそれぞれの

トークン数を計算した (以後、弱形は can、強形は CAN とする)。表 7 が示すように、can は 614 (52.9%)、CAN は 121 (10.4%)、can't は 425 (36.6%) のトークン数だった。cannot を除き、法助動詞 can が含まれる語の内、10 回に 1 回は CAN であると言える。CAN は can や can't に比べてトークン数が少なかったが、同じく基本的な法助動詞である may、must、shall よりも多く出現した (2.2 参照)。

肯定形に限定してみると、83.5% は can、16.5% は CAN となる (表 8 参照)。つまり、肯定形の内、7 回に 1 回は CAN であったという計算になる。

更に、強形に限定して検討してみると、CAN は 22.2%、can't は 77.8% となる (表 9 参照)。つまり、強勢を伴った法助動詞 can を含む語の内、5 回に 1 回は CAN であったと言える。

表 7 : can (弱形)、CAN (強形)、can't のトークン数の比較

	トークン数	%
can	614	52.9
CAN	121	10.4
can't	425	36.6
合計	1,160	

表 8 : can (弱形)、CAN (強形) のトークン数の比較

	トークン数	%
can	614	83.5
CAN	121	16.5
合計	735	

表 9 : 強形だけのトークン数の比較

	トークン数	%
CAN	121	22.2
can't	425	77.8
合計	546	

### 2.4.3 話者 (インタビュー) ごとの比較

1.3 でも述べたように、Buckeye Corpus には英語母語話者 40 名の 30 分から 60 分のインタビュー形式の会話音声収録されている。各話者、つまり、1 インタビューごとの can (弱形)、CAN (強形)、can't のトークン数を分析した。can のトークン数では、最小値が 2 で、最大値が 39 で、平均値が 15.4、中央値が 12.0、標準偏差が 9.0 であった (表 10 及び図 4 参照)。CAN では、最小値が 0 で、最大値が 20 で、平均値が 3.0、中央値が 2.0、標準偏差が 3.5 であった。can't では、最小値が 2 で、最大値が 35 で、平均値が 10.6、中央値が 8.5、標準偏差が 7.8 であった。中央値から判断すると、米英語母語話者と 30 分から 60 分間会話をすると、can は 12 回前後、CAN は 2 回前後、can't は 8 回前後、産出されるという可能性が高いことがうかがえる。最大値と最小値の差や標準偏差に着目すると、can の出現数は個人差が最も大きく、次いで can't で、CAN が最も小さいことが判る。しかしながら、全く CAN を産出しない話者もいれば、20 回産出する話者もいるため、絶対的に個人差が小さいとは言えない。

表 10 : can、CAN、can't の話者 (インタビュー) ごとのトークン数の比較

	can	CAN	can't
最大値	39	20	35
平均値	15.4	3.0	10.6
中央値	12.0	2.0	8.5
標準偏差	9.0	3.5	7.8
最小値	2	0	2

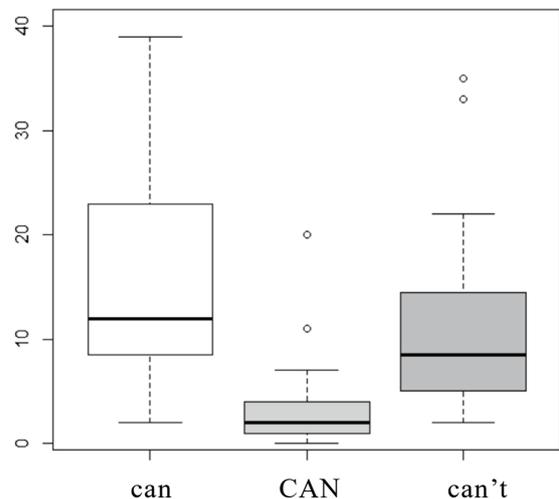


図 4 : can、CAN、can't の話者 (インタビュー) ごとのトークン数の比較

### 3. 考察

2.1 及び 2.2 によると、can は would に次いで 2 番目に頻繁に使用される法助動詞であり、他の基礎的な法助動詞の中でも特によく使用されるものであることが判った。加えて、cannot はほとんど使用されず、会話では基本的に can't として現れるということが判った。2.3 によると、米英語母語話者とある程度の長さの会話を行うと can 及び can't が両方とも使用される可能性が高いことが示唆された。2.4.2 によると、can 及び can't の出現数の内、半分は弱形の can であり、3 割強は can't であり、強形の can は 1 割程度であることが判った。肯定形に限定すると、8 割強が弱形の can、2 割弱が強形の can であることが判った。加えて、強勢を伴う、つまり強形として実現されるものに限定すると、約 8 割が can't であり、残りの約 2 割は強形の can であることが判った。例えば、日本語母語話者を聴取者として想定し、can't の t の実現形に関しては無視し、短く「キャン」と聞こえれば can として認識し、長く「キャン」と聞こえれば can't と認識する方略で聴取した場合、「キャン」の 2 割は can't ではなく強形の can なので、「キャン」が 10 回産出された場合、2 回は反対に取り違えてしまう可能性が考えられる。

更に、話者ごとに、つまり、1 インタビューごとに分析してみると (2.4.3 参照)、個人差も認められるが、30 分から 60 分の会話において、弱形の can が 12 回前後、強形の can が 2 回前後、強形の can't が 8 回前後、産出される可能性が高いことが示唆された。以上のことから、can 及び can't は比較的頻繁に使用される語であり、強形の can もある程度使用されるため、実際の会話中に非母語話者が強形の can と can't を混同するリスクがある程度存在することが明白となった。話者によって強形の can を使用しないということは、反対に混同のリスクを高める可能性も考えられる。従って、can 及び can't を正確に弁別・同定することやそのための研究は重要であると考えられる。

興味深いことに、今回の分析対象となった

286,994 トークン中、shall は 2 トークンのみであった (2.2 参照)。これは分析に用いたコーパスを作成するときに用いたインタビューというデータ収集方法に起因する可能性が考えられる。従って、データ収集方法が異なるコーパスでは法助動詞の頻度に変化する可能性があり、今後はこの研究で得られた結果が他のコーパスの分析結果においても一致するかどうかを検討する必要がある。

can は弱形で実現することが多く、can't は通常、強形で実現し、/t/ の音声解放音を伴わないことが多いため、「キャンは、弱ければ / 短ければ can、強ければ / 長ければ can't」といった聴取に関する指導法がある。しかしながら強形の can もある程度出現するため、その指導法に従うと、誤って同定してしまうことがあるということが今回のコーパス分析で明らかとなった。つまり、強形として聞こえるものを全て can't と同定した場合、その内 22.2% は CAN であるため、5 回に 1 回は誤って同定してしまうということである (2.4.2 参照)。今後は様々な指導法を比較・検討し、より高い確率で弁別・同定可能な指導法を模索していく必要がある。

加えて、本研究では法助動詞の would の重要性も示した (2.2 参照)。この語は最も頻繁に使用される法助動詞であり、今回の分析対象から外された 'd や否定形を含めると更に多く使用されていると考えられる。このことから、would は使用用途が広く、非母語話者も聴取する可能性が高いと思われるので、英語教育での同法助動詞のあり方を再考する必要があると考えられる。

### 4. 結論

can が強形として実現した際、北米系英語の場合 can't と音声的に近いものになり、両語の聴取による弁別・同定が日本語母語話者などの非英語母語話者には困難になりうる (Ooigawa 2014, 2018, Takahashi and Ooigawa 2012, 2016)。本研究では、Buckeye Corpus (Pitt et al. 2007) を用いて can が会話の中でどの程度頻繁に用いられるか、そしてその内どの程度の割合で強形の can

が出現するかを can't と比較しながら検討した。その結果、can は would に次いで 2 番目に頻繁に使用される法助動詞であり、can 及び can't は比較的頻繁に使用される語であり、強形の can もある程度使用されることが判明した。それにより、実際の会話時に非母語話者が強形の can と can't を混同するリスクがある程度存在することが示された。従って、can 及び can't の正確な弁別・同定やそのための音声学・音韻論的な研究は重要であると考えられる。

### 参考文献

- Collins, Beverley S. and Inger M. Mees. 2008. *Practical Phonetics and Phonology: A Resource Book for Students*. 2nd ed. New York: Routledge.
- Cruttenden, Alan. 2008. *Gimson's Pronunciation of English*. 7th ed. London, UK: Hodder Education.
- Ernestus, Mirjam, Huib Kouwenhoven and Margot van Mulken. 2017. "The direct and indirect effects of the phonotactic constraints in the listener's native language on the comprehension of reduced and unreduced word pronunciation variants in a foreign language." *Journal of Phonetics*, 62: 50-64.
- IPA. 1999. *Handbook of the International Phonetic Association*. Cambridge University Press.
- Jenkins, Jennifer. 2007. *English as a Lingua Franca: Attitude and Identity*. Oxford/New York: Oxford University Press.
- Jones, Daniel, Peter Roach, Jane Setter and John Esling. Eds. 2011. *Cambridge English Pronouncing Dictionary*. 18th ed. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Kachru, Braj B. 1992. "Teaching World Englishes." In *The other tongue: English across cultures*. Ed. by Braj B Kachru. 2nd ed. Urbana and Chicago: University of Illinois Press.
- Ladefoged, Peter. 2006. *A Course in Phonetics*. 5th ed. Boston, USA: Thomson Wardsworth.
- Ooigawa, Tomohiko. 2014. "Perception of American English Utterance-Final "can" and "can't" by Japanese Listeners." *Sophia Linguistica*, 62: 31-43.
- Ooigawa, Tomohiko. 2018. "Perceptual Learning of Syllable-final Contrast: Perception and Training of Various "can" and "can't" by Japanese, Chinese and French Listeners." Doctoral thesis, Sophia University.
- Pitt, Mark, L. Dilley, Keith Johnson, Scott Kiesling, Raymond William, Elizabeth Hume and E. Fosler-Lussier. 2007. *Buckeye Corpus of Conversational Speech (2nd release)* [www.buckeyecorpus.osu.edu]. Columbus, OH: Department of Psychology, Ohio State University (Distributor) .
- Shockey, Linda. 2003. *Sound Patterns of Spoken English*. Oxford, UK: Blackwell.
- Takahashi, Kinuko and Tomohiko Ooigawa. 2012. "Perception of American English "can" and "can't" by Japanese professional interpreters." *Interpreting and Translation Studies*, 12: 249-262.
- Takahashi, Kinuko and Tomohiko Ooigawa. 2016. "Perception of American and Australian English "can" and "can't" by Japanese listeners: How to teach "can" and "can't"." *Proceedings of ISAPh2016 (the 1st International Symposium on Applied Phonetics) : Diversity in Applied Phonetics (ISBN: 978-4-9909245-0-8)* : 116-121.
- Wells, John C. Ed. 2008. *Longman Pronunciation Dictionary*. 3rd ed. Essex, UK: Pearson Education Limited.
- 佐々木めぐみ. 1993. "アメリカ英語における can と can't の音響的違いについて." *Sophia University Working Papers in Phonetics*: 3-10.



# 徳川幕府の三大改革研究序説

大 淵 三 洋\*<sup>1</sup>

Three Major Reforms Study Introductions of the Tokugawa Shougunate

Mitsuhiro OFUCHI \*<sup>1</sup>

In other words, in the early modern times of our country, the ruling system of the Edo period is called the Tokugawa Shougunate. The Tokugawa Shougunate has general characteristics of the feudalism.

I analyze the Tokugawa Shougunate and summary of three reforms, from the viewpoint of economic and fiscal finance, examine. This paper is to discuss the contribution to future economic reform and fiscal reform.

## 1. はじめに

我が国の近世、換言すれば、江戸時代の統治体制は、その歴史的特質に基づいて、一般に幕藩体制と呼ばれている。この幕藩体制は、まず封建制社会である事を基本的性格としている。しかし、中世に位置する鎌倉時代も、また封建制であり、その封建制が鎌倉時代と室町時代を経て、近世の封建制に推移するという解釈が、一般的であった。だが、この間に封建制は大きく変化している。それゆえ、封建制を前期と後期に区分するという解釈も存在する。これに対し、その大きい変化を本質的なものとし、中世は封建制に非ずとし、近世のいわゆる幕藩体制においてのみ、初めて封建制という体制が成立したとの解釈が、抬頭してきた<sup>1)</sup>。筆者は、後者の立場を是とし、封建制として論じていく。すなわち、封建制を江戸時代の幕藩体制と解釈する。幕藩体制は、封建制の一般的性格を有し、それが純粋な形で現れているところに特色があるが、更に、封建的土地所有者である領主の支配体制が、西欧の中世の封建制と異なる独自の性格を保有している点に、大きな特色がある。換言するならば、幕藩体制に見出される領

主の支配体制は、幕府と藩<sup>2)</sup>という形で実現し、かつ幕府を統一権力とし、恩貸制（恩給制）に貫かれた藩及び家臣団によって、階級秩序が維持されているという、優れて集権的性格を有する点に特色が存在する<sup>3)</sup>。

幕政は、各所管担当によって運営されたが、諸統制下に組み込まれた諸藩は、中央集権を遂げた幕府の権威の下に服従して、強い統制を受けていたが、それぞれの領地と領民とを直接支配するという独立的性格も有しており、幕政も幕藩体制を基礎として、支配統制と運営が実施されていた。すなわち、国元には国家老を中心に寺社と町奉行や大目付、勘定所、郡代及び郡奉行が置かれて、それぞれの職務を遂行し、江戸では江戸家老以下の諸役人によって、各種の任務が果たされていたのである。更に、この領地と領民の支配は幕府法の規定に依るものであり、幕府が地縁的結合を否定し、これを基本に、幕府と藩による全国の土地と領民を、完全に支配する封建的国家機構が、徳川幕藩体制をより堅固に築く事となった。しかしながら、幕藩体制下の機構上の最高権力者として位置した将軍は、諸大名から庶民に至るまでの統一封建実力者として、全国の支配者であると同時に

\*1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

に、また地方では、一大名の性格を有していた事から、徳川氏自身も他大名を圧倒するに足る、優位な経済力と財政力を確立する必要があった。

江戸時代の幕藩体制は、極めて複雑である。まず政治制度としては、中央政府である徳川幕府と、地方自治体である諸藩の二重構造になっていた。幕府は、中央集権をめざし、諸藩は、地方自治をめざして活動していた。こうした二重構造が、財政制度にも影響を及ぼした。江戸時代、徳川幕府を始め諸藩の大名は、経済の基盤を米に置いていた。換言するならば、毎年、大坂の堂島で立てられる米相場によって、収入が量られた。当時の総人口は、約3000万人であり、一人当たりの生活費は、米1石と考えられていた。年貢の米は、主税とされていたのである<sup>4)</sup>。

江戸時代において、「経済」という用語は、通常、中国の随・唐の時代に用いられた古典である、『抱朴子』<sup>5)</sup>の「経国済民」<sup>6)</sup>の四文字熟語の2文字に由来している。また、「財政」<sup>7)</sup>とは、経済の延長線上にあり、最も簡単に説明するならば、「国の経済」を意味する。ただし、江戸時代において、現在の国という概念は、存在していなかった。ただ、行政区画の一つ、あるいは、諸大名の領地を意味していただけである。現在の国の概念が使用されたのは、1871(明治4)年の廃藩置県以後の事である。江戸時代には、国は幕府が統括した「天下」という用語が、存在していたに過ぎない。本稿では、国を天下という意味で使用する事とする。

本稿執筆の目的は、経済及び財政の観点から、幕藩体制と三大改革の梗概を分析考察し、後世の経済改革については、財政改革への貢献を論じる事にある。

## 2. 類のない泰平の世

通説として、江戸時代は、1603(慶長8)年に、徳川家康が江戸に幕府を開いた時点から始まり、1867(慶応4)年に、15代将軍徳川慶喜の大政奉還で終焉する。その間、265年の長きに渡り継続された。これ程の長期間、平和が持続した例は、近世の世界史上、極めて稀有とあってよい。

泰平を背景に文化も発展し、17世紀末には、上方で元禄文化、19世紀初頭には、江戸の町民を中心にした化政文化が、興隆している。家康が幕府を開いた時点では、現在の滋賀県から東の東国政権としての性格を有しているに過ぎなかった。1614(慶長19)年の大坂冬の陣、翌年の同夏の陣で豊臣家を滅ぼして、西国にまで権力を及ぼし、熊本の加藤家を改易した3代将軍の徳川家光の時代になって、九州を含めた全国に権勢が、行き届くようになったのである。

17世紀の後半から、18世紀の後半にかけての100年間は、江戸幕府では5代将軍徳川綱吉政権から、新井白石が政権の中樞を占めた6代将軍徳川家宣、7代将軍徳川家継政権を経て、8代将軍徳川吉宗、9代将軍徳川家重と将軍職は、継承されていく。更に、田沼意次が権勢を振るった10代将軍徳川家治政権に到るまで、基本的に、農業の生産力が向上し、商業も活発となり、農業従事者である百姓や、流通に携わる町人達の生活は、比較的安定し、元禄文化と宝暦・天明期文化を生み出す基となったのである。この1世紀の間に形成された、社会の制度や価値観、あるいは文化の中で、かなりの部分が次の時代に継承された。更に、この時期の価値観等は、時を繋いで、現在まで生き残っているものも少なくない。価値観の元になった制度的枠組みは、5代将軍綱吉政権で始まり、8代将軍吉宗政権で制度の確立が図られたのである。このような、元禄時代からの100年の我が国の社会進歩の前提になったのは、東アジアの平和の到来であった<sup>8)</sup>。

1615(元和元)年に発布された「武家諸法度」の第1条「文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事」を、1683(天和3)年に、5代将軍徳川綱吉は「文武忠孝を励まし、礼儀を正すべき事」と改めさせた<sup>9)</sup>。この法度内容の変更もあり、世の中は平和を疑う事なく、もはや戦いを前提とした将軍権力による軍役発動と、軍事指揮権を通じた権力編成の論理は、用をなさないものとなったというのが、正鵠を射ているであろう。

大坂夏の陣以降<sup>10)</sup>、大きな合戦もなくなり、天下泰平の世になった。戦乱が止んで泰平になった事を「元和偃武」という。偃武の意味は、武器

を倉庫にしまい鍵をかけ、2度と出さないという事である。すなわち、向後は我が国において、一切の戦いを否定するという平和宣言である。

徳川幕府や諸藩は、軍事政府といってよい。本来ならば、平和な時代における経済と財政は、文官が実施すればよいが、軍事政府が行う以上、軍人がその掌握をする必要がある。その結果、従来通り、武士階級が幕府や藩を形成したのである。しかしながら、武士階級も、従来の如く、刀や槍を振り回す時代ではなくなった。武から文への時代転換である。中国の古典に「水は方円の器に随う」<sup>11)</sup>と著されている。また、平安時代の教訓書『実語教』<sup>12)</sup>に「水は方円の器に随い、人は善悪の友に依る」という嘉言があるが、方円の器、すなわち、容器が変えられれば、その中に入っている水も自分の姿を変えなければならない。水というのは、柔軟な物体で水自身の形状は存在しない<sup>13)</sup>。四角い入れ物（方）に入れられれば四角になり、円い入れ物（円）に入れられれば円くなる。戦国時代が終焉して平和な時代が到来した時、武士階級も自分達の体質を変えて、平和国家における役人に変質する事が、肝要となってくる。しかし、言うは易く行うは難く、少なくとも3代将軍徳川家光の時代までは、混乱が続いたといえよう。合戦を誇り合う武士は、幕府内において、次第に窓際に追いやられ、やがては昇降階段に出され、更に、倉庫に入れられ、果ては城の外に追い出されるという傾向を生んだのである。戦国時代を走り抜けた合戦経験者は、こういう状況に憤激した。その代弁者として、大久保忠教が『三河物語』<sup>14)</sup>を著している。門外不出とされたが、後に多くの武士によって写筆されている。

しかし、文官達も幕府が軍事政権である以上、武をわきまえた行動が必要とされた。同時に、彼らが、共通基盤とする理念が求められたのである。平和国家の理念を何に求めるか、が大きな問題であった。歴代の将軍達は、それを儒教に求めたといっても過言ではあるまい。戦国時代までの知的階級者は、全て僧侶であった。僧侶は、単に知識人というだけの存在ではなく、戦略書もかなり読んでいたと推考される。従って、戦国時代の

有力大名の側近は、ほとんど僧侶であったといえる。だが、時代が平和な世の中に移行していくと、代わって抬頭してきたのは、学者であった。特に、平和時に重用された学者として、林羅山が存在する。そして、羅山が登場した事により、それ以降、江戸幕府の首脳陣は、幕末まで学者が主導する事となったのである。そして、羅山が用いたのは、儒教の中でも「朱子学」であった<sup>15)</sup>。それゆえ、主として重視されたのは、孔子と孟子の教えであった<sup>16)</sup>。幕府の学者導入によって、諸大名達もこれにならった。江戸時代の幕藩体制下の思想や教育は、ほぼ完全に学者が主導する事となったのである。その結果、僧侶の社会的地位は、大きく後退する事となった。しかし、学者の社会的地位が高くなる事は、江戸時代の末期までなかった<sup>17)</sup>。

現在では等閑視されているが、江戸時代において、特に上に立つ者の心構えとして、『貞観政要』<sup>18)</sup>という著作が、熟読されていた。この著作では、君主と民の関係を「船と水」に例えている。すなわち、「水（民）は、船（君主）がよい政治をおこなっていけば、波も立てずに船を支えてくれる。しかしいったん悪政をおこなえば、水は怒って波を立て、場合によっては船をひっくりかえしてしまう」<sup>19)</sup>と。徳川幕府と諸大名主導者達は、この『貞観政要』における船と水の関係を重視した。特に、我が国においては、幕府と諸藩の主税が、年貢という米の現物納入だったからである。その結果、米の生産者である農民を、強く意識しなければ、幕藩体制は維持できなかったのである。換言するならば、農民は重要な財源と認識されていた。

### 3. 農民生活の変化と幕藩体制の崩壊

幕藩体制下の支配階級は、「慶安御触書」<sup>20)</sup>を始めとする諸規定を制定し、農民の生産と生活全般に渡る干渉を加え、幕府の支配体制を強化していった。他方、農民が米食を好み酒や煙草に対する嗜好が増進しつつあった趣も、看取る事ができよう。諸産業の発展と都市部の発達に伴って、商品流通と貨幣経済が活性化してくると、農民達にもそれが浸透して、農民の生活も大きく変化を

余儀なくされた。江戸後期の文化年間成立の『世事見聞録』<sup>21)</sup>でも、詳細に記されている。すなわち、この書物は、農民生活の奢侈化に対する規制を加えたものであるが、近來の農民生活は旧來の農民生活を忘れ、身分不相応の品を着用し、流行を追い、酒食道楽を好み、その本分である農業を怠るという傾向が、顕著になってきた事に対して、幕府が肅清を試みようとした規範としても利用された。江戸後期には、農民の生活がもはや以前のような簡素素朴なものではなかった、という実態を窺い知る事ができよう。

上述の農民の生活向上が見て取れる反面、年貢負担の過重に加えて、飢饉の災害も重なって、農民生活は困窮していくのである。しかし、一般庶民の生活が向上するに呼応するように、農民の経済生活が変化していった事は、疑いのない事実であろう。その中でも、同様な被支配階層である町民の奢侈的生活を觀るに及んだ農民は、自然と自己の欲望が増進して、衣食住の各方面に多くの費用を要する事となった。そのため、農民は窮迫した生活の中から、費用を捻出しなければならず、少しの失費も彼らの生活には、大きな波紋を描く結果とならざるを得なかった。更に、五公五民といわれていた年貢負担額の上納に加えて、助郷役やその他の諸役負担の貢納、あるいは、郡代と代官等の諸役人による圧政や、私曲による農民の諸役負担も、過重となったのである。加えて、天変地異の災害による飢饉のために、農民の生活が困窮を極める事も稀ではなかった<sup>22)</sup>。

貨幣経済の浸透と天災地変の頻発等による凶作飢饉の多発や、幕藩体制の重税賦課と地主や高利貸の誅求等に起因して、農村の分解は激化の一途を辿り、人口の減退と階層分化によって生じた農民間の対立抗争及び農民の領主への反抗が多発し、激化していったのである。注目に値するのは、社会問題として生じた百姓一揆である。江戸時代の一揆は、全国各地で時代の経過と共に次第に頻発し、激化していったのである。

多数の百姓一揆が発生した原因は、米騒動や未食米等の救済要求、特権商人の排斥、領主や村役人との対立、小作騒動等の様々なものが挙げられるが、主要因は対権力関係から生じた年貢の重課

といってもよいであろう。当時の農民は、年貢を納める機械の如く考えられていたのであり、為政者が財政困窮状況に陥った場合の対策として、年貢の誅求を過酷にし、凶作に対する為政者の農民救済策が不備不能な場合、農民の不平不満が嵩じて、ついに爆発して、一揆や打ち壊しと呼ばれる集団的反抗行動となった。それゆえ、一揆は施政に、発言力を有しなかった農民が、窮迫した生活状態を打開するために、立ち上がった最後の積極的実行手段であったともいえよう。

上述の如く、百姓一揆は様々な要因によって惹起され、種々なる方法を用いて行われたが、こうした一揆は、農民が自己の生活を安定させるための、凶作時における減免や領主と、代官の苛斂誅求の排除にあり、それによって、農民生活の向上を図ろうとしたものであった。換言するならば、直面する農民生活に加えられた、圧迫を取り除く事が目的であり、それだけに、一時的性質のものでしかなかったのである。この事は、当時の幕藩体制にあって、農民自身が政治に加わり、あるいは、武家支配体制を打倒して、自分らの手に政権を収めようとする、積極的な目的を有した反抗運動ではなかったといえよう。当時においては、伝統的な身分や階級の思想が、深く農民自身にもしみ込んでいたのである。生活困窮の打開策として、一時は一揆で反抗しても、それがあつた程度、為政者によって緩和される事により、従來の農民生活に戻るものであつた。それゆえ、一揆は、幕末期には各地で頻発するが、変革の主体勢力とはなり得なかった。しかし、この一揆が頻発した事を、別の角度から考慮するならば、幕藩体制の経済的基盤を構成した、農民の反動を示すものであつた。その意味では、幕藩体制の衰退を物語る事柄ともいえよう。

江戸時代初期の幕府の財政的基盤は、徳川家康以來の關東新領6カ国内に設定した、直轄領農村に加え、大名改易等によって、設定された全国各地の直轄農村からの年貢米収納を中心に、佐渡、岩見及び伊豆等の直轄支配した主要な鉱山から、採取した金銀銅の独占収納と、それに伴う貨幣制度の推進や、天下の台所と称せられていた、大坂や外国貿易の唯一の港である、長崎等の主要都

市の直轄化からの諸税収入によって構築されていた。多方面から確立された幕府の財政収入は、その支出において、3代將軍徳川家光時代の日光廟の造営を始めとする、大土木工事や島原の乱の鎮圧等に、多額の経費を要したが、幕藩体制の権力者としての経済力を揺るがす事なく、安定していたといえよう<sup>23)</sup>。

しかしながら、豊富な幕府財政も5代將軍徳川綱吉時代には、商品経済の浸透から従来の自給自足経済が、動揺するに至り、更に、幕府は佐渡等の金銀山枯渇による、鉱山収入の激減を始め、貿易利益の減少と明暦の大火からの復興費用支出から、財政窮乏が進行していく。加えて、財政窮乏は、綱吉の寺社造営と修理への費用捻出と、彼自身の放漫財政によって、一層進化したため、その財政再建のために、貨幣鑄造を実施したのである。だが、その結果は、貨幣価値の下落による物価高騰を惹起しただけであった。幕府と諸藩は共に財政難となり、幕藩体制は大きく揺るぎ始めた。そして、こうした幕府の財政状況は、6代將軍徳川家宣、7代將軍徳川家継時代にも、改善される事はおろか、悪化の一途を辿っていった。その結果、本格的な幕府の三大改革が、必要不可欠なものとなったのである。

#### 4. 三大改革論研究の歴史の変遷

近世歴史学の研究は、資料を博捜し、誤謬なく解読し、正確に解釈して、歴史像を著す事の積み重ねである。そして初めて、学術書や研究論文として公刊され、学界に集う歴史研究者に、成果が共有されるようになる。更に、歴史像が定着すると、次に歴史教科書が書き換えられ、後世の歴史認識として、定着するようになっていく。上述のような歴史研究の成果が、段階を経て、社会に享受されていくのである。

従って、歴史資料が喪失されてしまうと、歴史学は成り立たなくなる。あるいは、限定された条件の下でしか、歴史像を描く事が不可能となる。そして、1945（昭和20）年8月に、第二次大戦の敗戦が決まるや否や、政府や陸軍等が機密文書の破棄を命じて、責任回避の証拠隠滅を図った

のだが、それに類似する公文書破棄や、改竄が実施された事は、深刻な問題であり、遺憾の極みといわざるを得ない<sup>24)</sup>。

近世歴史学の研究領域は、極めて多岐に渡っている。明治期に近世歴史学を伝えたユダヤ系ドイツ人のリース（Ludwig Riess）によって、呱呱の声を挙げたといつてよい。それ以降、史料を基礎とした実証的歴史学の取り組みにより、我が国の近世史研究では、経済史、政治史及び社会史等の研究資料が蓄積されたのである。近世歴史学者の研究において、享保、寛政及び天保の三つの改革を三大改革とする解釈がいつ頃から始まったのかは、明確ではないとされている<sup>25)</sup>。第二次大戦以前、幕府の三大改革を体系的に研究した著作は、『近世日本の三大改革』<sup>26)</sup>が異数ではなからうか。早くも、書名に三大改革を用いている。その冒頭には、以下の記述が存在する。すなわち、「江戸時代は二百五十年の天下太平…その間に於いて自ら世態の変遷があり、政治の伸張弛廃があった。従って庶政改新の努力が払われたことも少なくないが、世に江戸時代の三大改革と称せらるものは、享保・寛政及天保の治が之である」<sup>27)</sup>と。換言すると、江戸幕府による「庶政改新」の試みとして、三つの改革を三大改革と一括し、改革政策の内容と、変化及びその効果を論じている。そして、封建経済とは異質な貨幣経済の発展と、商人資本の抬頭という経済的变化を依憑として、三大改革による対応も、効果なく江戸幕府は崩壊した、という構成になっている。

第二次大戦以後、三大改革の嚆矢をなしたのは、『江戸時代の三大改革』<sup>28)</sup>である。これも、三大改革を書名の一部に用いている。この著作は、単に、貨幣経済あるいは商品経済の発展と、幕府・藩の財政窮乏を説くのみではない。幕藩体制社会の危機を論じ、その対応策として、幕政改革を把握しようとする研究へと発展させ、三大改革の研究史上、極めて稀有な存在であった。しかしながら、三つの改革を幕藩制社会の危殆に対応する三大改革、として幕府の改革を纏めて理解するという視点においては、『近世日本の三大改革』と同様の主旨を有していたのである。この著作により、享保、寛政及び天保の改革の三大改革を、幕藩制

社会の危機に対応する三大改革として、一括して把握する三大改革論が、近世史研究の領域において、ほぼ完全に定着したといってもよい<sup>29)</sup>。

その後、陸続する近世の研究書によって、江戸時代における享保、寛政及び天保の改革は、幕府の三大改革と理解する認識が一般化したのである。本稿では、18世紀から19世紀半ばまでの、経済及び財政的視点から、最も重要な三大改革に関して、江戸時代の時代区分と関連させながら、各改革の有する矛盾や危殆に瀕した状況に、いかに対応したかを明確にしよう。

## 5. 幕府の三大改革概論

江戸時代においても、「改革」という用語は使用されていたが、享保の改革、寛政の改革及び天保の改革というような呼称は、存在していなかった。更に、三大改革等という用語は使用されていなかった。三大改革は、近世を専攻とする歴史学者の造語に過ぎない。しかし、享保、寛政及び天保期の改革を、経済及び財政を主としたものと把握する方法は、江戸幕府の解釈によるものであるといつてよい。

### (1) 享保の改革

7代将軍徳川家継の薨去は、重大な後継者問題を惹起した。直系の後継者は存在せず、既に6代将軍徳川家宣は、自分の死後は御三家から選ぶ意向を示していた。しかし、尾張徳川家にはその人物がなく、紀州徳川家から、徳川吉宗が望外の僥倖を得たのである。その際、近衛基熙の姫で、6代将軍家宣の正室であった天英院が、後継将軍決定の主導的役割を果たした。家継が急逝した4月晦日付で、天英院は、父近衛基熙に手紙を送っている。その手紙において、家継の重病により、吉宗に後見を申し入れ老中と間部詮房を同道して、吉宗が御錠口より大奥に通り、天英院と初めて対面した事を述べている。二人の対面の様子は、天英院の側に仕えた近衛家要人に伝えられた。すなわち、吉宗は辞退したが、天英院が「天下のため」であるゆえ、請けて欲しいと仰せられた事から、吉宗がすぐさまお請けした、と記されている<sup>30)</sup>。

これが8代将軍徳川吉宗誕生の経緯である。まず、吉宗は幕府の権力機構を整える事に専念した。吉宗は間部詮房や新井白石等を罷免する一方、御用取次の役職を新設している。御用取次は、将軍と老中との間の取次を行う役職であり、吉宗の政策実行の手足の役割を果たしたのである。吉宗が取り組んだ第一の課題は、幕府の財政再建であった。財政再建の鉄則は「量入制出原則」<sup>31)</sup>の適用である。財政量入策として、新田開発と年貢増徴策を実行したが、「上米の制」によって、上米総額は年間で18万7千石余になり、9年間で168万石余りの増収となったのである。上米の制は、諸大名に参勤交代年限を半減する代わりに、将軍が借金をする事を意味し、吉宗には、屈辱とも感じさせるものであった<sup>32)</sup>。しかし、それを実施する事によってでも、吉宗は、幕藩体制の維持のために、制度の充実を図ったといえよう。他方、財政支出の制出策として、吉宗も徳川綱吉や徳川家宣が、館林藩や甲府藩の家臣を大量に幕臣として採用したのと同様に、紀州藩から家臣204名を幕臣として登用した。幕府の窮乏化の要因の一つは、幕臣人件費の高騰にあった。更に、寺社修復と造営は、歴代将軍が実施してきた事から膨大な出費となって、累積の一途を辿っていたのである。そのため、吉宗は寺社修復費を、年間1千両に予算を限定した。加えて、吉宗は諸事儉約に努め、財政支出を削減したのである。

### (2) 寛政の改革

1788(天明8)年3月、松平定信は老中首座から将軍補佐に昇進して、権限を磐石なものとした。更に、信頼できる譜代大名達を老中に就任させて、幕閣の枢軸を固めたのである。加えて、実務を担う奉行や、幕領代官に至る役職に就く旗本と、御家人の生活安定のために、1789(寛政元)年、札差に棄捐令を命じて、旗本と御家人が1784(天明4)年以前に行った借金を破棄させた。そして、定信は幕臣の生活を安定させた後、文武二道を奨励したのである。1790(寛政2)年に「寛政異学の禁」を發布し、湯島聖堂において、朱子学以外の古学派や折衷学派の異学を教授する事を禁じた。朱子学による講釈と会談の成果は、「学問吟味」<sup>33)</sup>という学術試験によって、試される

ようになった。人材登用の道が開け、中下層の幕臣達が、地方の幕領代官になって農村復興に尽くし、その土地で名代官と顕彰される者まで出現した。

天明の飢饉に見舞われた陸奥、常陸及び下野等の地方では、耕作地を放棄して、働き場を求めて江戸に流入する農民も少なくなかった。1788(天明8)年、松平定信は出稼ぎを制限して、耕作に専念させたほか、年季の明けた奉公人達の帰村も督励している。更に、「旧里帰農奨励令」も発し、幕領、私領及び寺社領のいずれをも問わず、旧村に帰る者に旅費、食糧及び農具代を支給して、帰農を促したのである。定信政権は、封建制の基盤となる農村の復興に努めたが、農村が荒廃するのには、理由が存在すると思ったのである。その理由とは、風俗が緩み、農民の生産意欲が乏しいという事であった。その結果、定信は風俗取締りを命じた。朱子学を思想的基礎とする為政者である定信は、百姓は遊興に溺れず、米と麦作の農耕に奨励するべきであるとの念が、極めて強かったと推考される。しかし、百姓達は、商品生産や流通に利を求め、余裕のできた時の楽しみを見出す自由な発想を享受し始めていたのである。一方、幕府の財政困窮は深まるばかりで、定信の寛政の改革の必要性も、そこからの脱却にあったといえよう。寛政の改革の特徴は、内憂外患の体制的な危機を迎えた段階で実施されたため、幕藩体制と社会を成立させてきた諸要素を、また、再強化するための本格的な改革という事である。寛政の改革を、復古的改革、あるいは保守的改革といわざるを得ない、のも事実であろう。

### (3) 天保の改革

1805(文化2)年に、関東取締出役を設置して、関東の農村における博徒や、無宿等の犯罪取締りに当たらせたり、1827(文政10)年、関東の農村に改革組合村を設ける事を命じたりしたが、幕府は江戸と周辺の関東の農村を連動したものととして、治安維持に努めた。しかしながら、1833(天保4)年から天保の大飢饉に襲われ、全国的な凶作と米不足に見舞われた。更に、1836(天保7)年も凶作で、甲斐国郡内地方や三河国加茂郡の幕領で、大規模な百姓一揆が惹起され、都留郡や国

中地方の一揆は、甲府の米穀商を打ち壊した。だが、動員された信州高島藩と、高遠藩の鉄砲隊によって鎮圧された。1837(天保8)年には、大坂で町奉行所の元与力であった、陽明学者大塩平八郎による武装蜂起も生じた。

危機が更に深まる中、1839(天保10)年、老中首座に就いた水野忠邦は、享保の改革と寛政の改革を模範とした、天保の改革の断行に踏み切った。学問と武芸を奨励し、奢侈の禁止を命じ、出版統制による風俗の取締りや、札差からの借金を無利子にする等、寛政の改革と共通した施策であった。更に、農村復興策であり、江戸の治安維持のために、人返令を発して、江戸の人別でない他所からの流入者を締め出し、帰郷を強制したのである。江戸を追い払われた無宿や浪人等は、関東の農村で物乞いや、金品をせびる合力を強いて、治安をますます深刻化させる事になった。

江戸幕府は、相模国の海岸防備を担わせていた川越藩の財政を支援する意図で、1840(天保11)年に、川越、庄内及び長岡三藩の領地を互いに入れ替える、三方領地替を命じたが、領民の抵抗もあって、翌年には撤回される事となった。結果として、幕府の命令が徹底できなかった事は、幕府に対する諸藩権力の自立を示す事となったのである。更に、1843(天保14)年に、幕府は上知令を発布し、江戸と大坂周辺の約50万石の地を直轄地にして、財政上と対外防備の強化を図ろうとしたが、これも抵抗され実施する事ができなかった<sup>34)</sup>。天保の改革の挫折は、ただ単に、幕藩体制における幕府権力の衰退を、加速させたに過ぎなかったのである。

われわれは、江戸時代の人々が、現代と同じ人間だと見なしている。すなわち、江戸時代に背景を借りた映画や番組の中には、江戸時代だからというのではなく、人間の普遍性を描くための状況として、江戸時代を借りているものが多いといえよう。他方、江戸時代は、高い経済成長がみられる時代であるが、農業と商業の生み出した富を武士階級が吸い上げる事ができず、武士階級、すなわち、各藩が貧窮化していった時代と把握する事が可能である。武士階級が擁護されていたという認識には、修正が必要であろう。

## 6. むすびにかえて

享保の改革は、年貢増徴に成功して財政状況を改善させ、勘定奉行所を中心に、幕府の役所機構と裁判制度や法を整備し、1688年から1704年の元禄期以来の様々な矛盾に対応した。寛政の改革では、民衆支配に社会政策的な手法を採用し、外国や朝廷との関係を法で明確にし、枠組みを造る事等により、1781年から1789年の天明期末年における幕府の危機的状況を緩和し、それ以降の安定期を確立する事を可能とした。それに対して、天保の改革では、打ち出した諸政策の多くを、撤回せざるを得ない結果となったのである。換言するならば、内憂外患の本格的な体制的危機に対して、卓功のある対応が不可能であった。この事は、幕府が諸大名を指揮し、内憂と民族的な課題であった外患とに、対応すべき中央政府ともいうべき幕府が、自らを強化する事に失敗した事をも意味している。

幕府権力が弱体化する一方で、江戸後期以降の諸藩における、藩政改革による自立化の動向が存在していた。そうした状況の中において、幕府が公儀として内憂外患の危機に、対応する意図で、諸藩と協調しながら、幕政を担当する方針を余儀なくされたのである。それが、寛政の改革以後、水野忠邦の政治を継承した老中阿部正弘の、いわば、阿部政権の下での幕政運営の方策であったといえよう。正弘は、開明的な諸大名や雄藩と称された大名達と協調し、諸大名の意見を徴しながら、更には、朝廷の意見をも拝聴しながら、幕政を推進した。しかし、幕府内部では、諸藩と協調しながら、幕府の公儀としての地位を維持するか、幕府中心の政権運営を厳守するかの意見の対立が、顕著なものとなっていった。

いつの時代でも、経済及び財政改革担当者は、その前の時代を悪政と厳しく批判し、担当した経世家や理財家を酷評し、改革の正当性を論じてきた。確かに、悪政といわれた時期には、賄賂や汚職が横行し、政治の腐敗と頹廢の現象が散見されている。しかし、改革担当者の言動に惑わされ、その前の政治は全て悪政であったと結論づけたり、財政及び経済改革の政治は、全く断絶した

ものと理解すべきではない。端的に言えば、悪政とは、改革担当者により下された評価の一つに過ぎない。江戸時代の幕藩体制では、危殆に瀕するその度に、幕府の改革が実施された。中でも、享保の改革、寛政の改革及び天保の改革が三大改革とされるが、この三大改革は、不思議な事に、1716（享保元）年から、約60年周期で繰り返されている。

## 註

- 1) 中村吉治『幕藩体制』山川出版社、1972年、1頁参照。
- 2) 藩という名称は、中国古代の封建制度において、帝王が家臣に侯伯等の爵位を与えると共に、領地を分けて治めさせ、朝廷の藩屏の任に当たさせた事に始まる。江戸時代の形勢がこれに似ていたので、儒学が発達するに従って、大名を諸侯といい、その領国組織を藩と呼ぶようになった（蔵並省自、實方壽義『近世社会の政治と経済』ミネルヴァ書房、1995年、71～72頁参照）。
- 3) 藤野保『日本封建制と幕藩体制』塙書房、1983年、1頁参照。
- 4) 拙書『近世における財政改革—濫觴編—』八千代出版社、2018年、2頁。
- 5) 葛洪撰、本田濟訳註『抱朴子』平凡社、2009年。中国の晋の道士である葛洪の著した書である。全編は106編といわれるが、現存しているのは、内編20編、外編50編、自叙2編である。317（建武元）年に完成している。葛洪は「道教は本、儒教は末」という道、儒二教併用の思想を有し、内編は、仙人の實在、仙薬の作り方、修道法及び道教の教理等を論じ、道教の教理を組織化したものとされ、外編は儒教の立場からの世事と人事に関する評論からなっている。
- 6) 「経」の字は「治」と同意語であり、本来、「国を治めて困窮している民を救う」の意を有する。しかし、「経国」は現在でいう政治を示し、これは国という概念が確立した段階での経済、換言するならば、政治経済（political

- economy) を意味するといつてよい。尚、『文中子（礼楽）』を出典とする説も存在する。
- 7) 本来、財政の「財」は、金、金銭、財産の意義を有し、「政」は、まつりごと、治める、整えるという語意をもつものである（大淵利男、大淵三洋『現代財政の理論』学文社、2000年、1頁参照）。
  - 8) しかしながら、対外的には、未だ平穩は訪れていなかった。例えば、1644（正保元）年、東アジアの外交秩序を維持していた、中国の明は一時、清に敗退したが、その後も江戸幕府に、明支援の軍隊派遣と武具の供与を求めている（高埜利彦「元禄時代と享保改革」高埜利彦編『近世史講義』筑摩書房、2020年、100～101頁参照）。
  - 9) 同上、102頁参照。
  - 10) 徳川家康は、大坂の陣の直後、1615（慶長20）年7月、年号を元和と変えた。すなわち、新しい時代の到来を告げた訳である。
  - 11) 出典は『韓非子』であり、外儲説左上に「君子たる者は猶盂のごときなり、民は猶水のごときなり。盂方なれば水方に盂圓なれば水圓なり」とある。
  - 12) 平安時代末期から、江戸時代にかけて刊行された著作で、広く流布した児童教育書である。作者は未詳であり、教伝等の中から格言を五言絶句48連に抄録し、寺小屋等の教科書として使用された。
  - 13) 豊臣秀吉の知恵袋であった黒田官兵衛（如水）の水五訓の最後に、似た記述が存在する。
  - 14) 徳川家康の業績を中心に、大久保一族の武功を記し、子孫に教訓を与えた書である。全3巻からなり、1622（元和8）年に草稿された。1626（寛永3）年に補訂され、素朴な文章で覚書風に書かれていた。
  - 15) 確かに、大宗を成したのは朱子学である。しかし、同時に我が国に導入された「陽明学」も、決して絶える事なく、地下水脈的に発展を続けた。
  - 16) 孔子の事を聖人と呼び、孟子の事を賢人と称す。従って、両者の教を「聖賢の道」という。
  - 17) 江戸時代、学者の多くは、「斎」という号を使用した。これは、医者に準じたものでしかない。
  - 18) 唐の太宗李世民と近臣が貞観時代に行った政治上の問答を集めた書であり、『貞観故事』ともいう。尚、玄宗の時、呉兢の撰になる。10巻、40編に分類されている。貞観は太宗の年号である。中国だけでなく、我が国でも古くから読まれていたとされる。
  - 19) 中国地方総合研究センター編『歴史に学ぶ地域再生』吉備人出版、2008年、20～21頁。
  - 20) 1649（慶安2）年に、江戸幕藩が農村を対象に公布した触書であり、全32条からなる。江戸時代を通じて、農民支配の根本原則となった法令であると同時に、農民の心得書でもあった。公儀法度や代官、名主及び組頭ら上級者への服従は基より、消費生活の細部まで規制し、封建制下の身分と階層性を強調した触書である。更に、農業技術の指示等を詳細に指導して、年貢の確保を図ったものでもあった。
  - 21) 江戸時代後期における評論書である。全7巻からなる。著者は、武陽隠士とあるが、本名は未詳である。1816（文化13）年の自序が存在する。徳川の治世が次第に権威を失い、奢侈を増長する方向に流れた事を、当時の武士、農民、寺社人、医業、公事訴訟、町人、遊女、歌舞伎芝居、米穀等の産物と山林等のあらゆる職業、風俗、生産等の見聞を通じ、儒教的見地に立って論評している。事実の指摘は極めて正確なものであり、近世歴史研究家にとって、当時の社会情勢を知る稀有な資料とされている。
  - 22) 蔵並省自・實方壽義、前掲書、173頁参照。
  - 23) 同上、185頁参照。
  - 24) 高埜利彦「おわりに」、前掲書、257～258頁参照。
  - 25) 藤田覚『近世の三大改革』山川出版社、2011年、13頁参照。
  - 26) 本庄榮治郎編『近世日本の三大改革』龍吟社、1944年。
  - 27) 同上、4頁。
  - 28) 津田秀夫『江戸時代の三大改革』弘文堂、

1956年。

- 29) 藤田覚、前掲書、13～14頁参照。
- 30) 高埜利彦、前掲論文、113頁参照。
- 31) 量入制出原則とは、現在の財政における、収支適合方法とは反対に、まず収入を量り、その範囲内に、支出を制限する事を意味する。詳細は、井手文雄『新稿 近代財政学』税務経理協会、1976年、13～17頁を参照されたい。
- 32) 高埜利彦、前掲論文、114頁参照。
- 33) 学問吟味は、中国の科学のような登用試験そのものではないが、試験の結果は幕臣の登用の参考にされた。
- 34) 柳谷慶子「武家政治を支える女性」高埜利彦編、前掲書、181頁参照。

# 受容と同化の観点から見た 20世紀初期テキサス日系人の生活史再考

武井 勲<sup>\*1</sup>

Reconsideration of the Life History of Early Twentieth-Century  
Japanese Texans in Terms of Social Acceptance and Assimilation

Isao TAKEI<sup>\*1</sup>

This paper attempts to reconsider the life history of early twentieth-century Japanese Texans in terms of social acceptance and assimilation. Their intention was to settle down in Texas primarily to establish large-scale rice farming, and develop a good relationship with local citizens. Their socioeconomic presence and trustworthiness were most apparent when the 1921 Texas Alien Land Bill called for an amendment to exempt existing Japanese from ownership or leasing of agricultural land in the state. This paper suggests that adding the case history of Japanese Texans to our knowledge would possibly modify our ordinal view of *Issei*, whose descriptions are almost always derived from the West Coast of the U.S.

## はじめに

本稿は、20世紀初期のテキサスにおける一世（以下、「テキサス日系人」）の生活史を、受容と同化の観点から再考しようとするものである<sup>1</sup>。19世紀末からのアメリカへの日本人移民は、一時滞在型の出稼ぎ労働者が主流であったのに対し、テキサス日系人は事業としての農業経営を目指してやって来たという点で、性質が大きく異なる。日米双方の資本の下、資産家や実業家、政治家などがコロニー（集団居住地）を整備し、同郷から親族と労働者を呼び寄せた。農場の経営者たちはコロニーを束ねる手腕に長けただけでなく、地域住民と良好な関係を構築した。移住と開発が州全体の発展と利益を意味した時代、日本人はその友好的姿勢と経済的恩恵で評価され、奇異の眼で見られることは少なかった。

本稿ではテキサス日系人の受容を示す好例とし

て、カリフォルニア州に倣って一世の土地の賃借および購入を禁ずる、外国人土地法が1921年に制定されようとした際、既得権条項が認められた経緯を取り上げる。また同化理論的視点から、テキサス日系人の受容の要因を挙げてみる。我々が持つ一世の理解は一般的に、西海岸での経験に基づくことから、彼らの再考は異なる一世の姿を模索する上でも有益であろう。

戦前のテキサス日系人を知る手掛かりとなる資料の多くは戦時中、疑いを持たれることを恐れた彼ら自身の手によって破棄され、当時を知る一世や二世の聞き取り調査も今となっては不可能である。本稿では Thomas K. Walls 氏の著作やテキサス大学サンアントニオ校テキサス文化研究所の出版物といった、既存の記録を頼りに議論を試みたい。標本数が少なく、基礎的な情報に限られるが、センサスの量的データから得られた人口動態的特徴（例えば出身階級や学歴など）を加味する余地

\*1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 准教授 Associate Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

もある。また、本稿で取り上げるのは一世であるが、収容所や合衆国軍における経験も含め、当時青年・成人期を迎えた二世の考察も必須である。このように、テキサスにおける一世および二世のおよそ40年間に渡る戦前・戦中期を受容と同化の観点から見渡すことが筆者の課題であり、本稿はその出発点であることを、予め記しておきたい。



写真1 テキサス大学サンアントニオ校テキサス文化研究所の日系人展示コーナー（2011年3月筆者撮影）

## テキサス日系人の概要

20世紀初頭、日本人のテキサス移住が本格的に始まったきっかけは、米作であった。メキシコ湾沿いの米作事業は失敗も見られ、隣接するルイジアナ州に後れを取っていた。そこでヒューストン商工会の会頭は、日本人による米作農場の設立を1902年に現地を視察に訪れたニューヨーク日本総領事の内田定植に相談した。テキサス南部には肥沃で安価な、米作に適した広大な草原があることを記した内田の報告書は、多くの人々の目に留まった<sup>2</sup>。

内田の呼び掛けに応じたのは、高名な武家や実業家、地主の次男以下の若者であり、財産を築いて帰国することを願った当時の一般的な日本人とは異なり、定住して米作の生産拠点を築くことを目指した<sup>3</sup>。彼らは、主に同郷から若い单身男性を呼び込み、豊富な資金を以て大規模かつ永続的なコロニーを構想したのである<sup>4</sup>。

表1. テキサス州の日本人人口<sup>5</sup>

1890年	1900年	1910年	1920年	1930年
3人	13人	340人	449人	519人
1940年	1950年	1960年	1970年	1980年
458人	957人	4,053人	6,537人	10,502人

米作コロニーの設立者で最も有名なのが、西原清東である。西原は1861年、高知県土佐市の武家に生まれた。立志社英語学校でヨーロッパの政治理論を学び、板垣退助らに従い、自由民権運動に身を投じた。その後、茂松法律学校で法学士を取得する。1886年に代言人（弁護士）試験に合格し、同年事務所を開業後、1898年に衆議院議員に当選、1899年には同志社大学の第4代総長に就任した。キリスト教徒であった西原は1902年に渡米し、コネチカット州のハートフォード神学校に留学した際、内田が最初にヒューストン郊外の米作候補地の視察を依頼した人物である<sup>6</sup>。

1904年にミズーリ州セントルイスで開催された万国博覧会では、テキサス米のディスプレイが登場した。日本からの実業家、議員、学識者らは展覧会を訪問した後、西原コロニーに立ち寄っている。内田の報告書をはじめ、西原ら先駆者の成功が雑誌や新聞、書籍を通して伝えられると、多額の資本を要する大規模な日本人の農場が、テキサス南東部のメキシコ湾沿いの平原に点在していった<sup>7</sup>。1908年までに、少なくとも30件の米作事業が日本人によって展開されたのである<sup>8</sup>。1910年にテキサスに居住していた日本人の8割以上が、米作に従事していたと推測される<sup>9</sup>。

日本人による米作はヒューストン近郊のウェブスター周辺やボーモントといった南東部で1903年に始まり、1908年にピークを迎え、米の価格が下落した第一次世界大戦後に衰退した。その後、日本人は輸送園芸による野菜栽培、果樹園や種苗場といった他の事業に見出した。特に1921年外国人土地法以降テキサスにやって来た日本人は、概して自営農家ではなかった。農業労働者やレストラン労働者もいたが、多くは苗木屋か花屋になった<sup>10</sup>。日本人の居住地域は、1920年までにエルパソやリオ・グランデ川流域地方（メキシコ湾に近い、ブラウズビルからマカーレンにかけての一带）にまで及んだ。

## テキサス日系人の生活史

市民の大部分は、テキサス日系人に対して肯定的であり続けた。競合相手ではなく、州全体の利益のために農業経済の発展を目指している仲間と認識されていた。実際に、日本人米作農家の多くは日本人以外の雇用を創り出していた。土地を購入・賃借し、高価な農機具を購入するなど、地域経済に多額の資金を投資していた。また、彼らはテキサスに永住する拠点を築くことに真剣に取り組んだ。市民権を得る資格が無くとも、現地に積極的に溶け込んでいくための努力を惜しまなかった<sup>11</sup>。まず人物から、次いで暮らしの側面から、いくつかの例を以下に示したい。

### 1. 人物から見た受容と同化

#### ①日本人最大のコロニーを設立した岸吉松

新潟県長岡市の名家に生まれた岸吉松は、ボーモントとオレンジの間のテリーで、テキサス日系人最大の1万エーカーの米作コロニーを経営した<sup>12</sup>。彼の地域に対する献身的取り組みの一部を挙げると、7エーカー以上の土地を近くの学校に譲渡し、子供向け農業クラブの運営に携わり、公民やアメリカの歴史を教え、愛国的な歌の合唱や物語の朗読を行った。子供たちはまた、裁縫、園芸、食料の缶詰法や保存法といった実用的なスキルも学んだ。こうした教育・文化活動や町の整備に携わった他、郡の農業組合と協議するなど、地域の問題解決への関与を惜しまなかった。メキシコ系、アフリカ系、ヨーロッパ系を含む現地労働者も雇った。岸のこうした地元の行事への参加や慈善的な貢献は、日本人の成功に対してともすれば一部の人が抱いたであろう敵意や偏見を取り除くのに、大いに効果があった<sup>13</sup>。

1920年代に岸コロニーを訪れた研究者の記録がある<sup>14</sup>：

岸はアメリカナイズしており、敬虔なキリスト教徒だ。彼はコロニー内部で積極的に宗教活動を行っているだけでなく、ロータリークラブの会員でもあり、郡が直面する全ての問題に関心を寄せている。コロニー内の岸の

住まいは二階建てで、アメリカ製の家具が控え目に、かつ快適に備わっている。…彼のコロニーでは、アメリカ製の農機具とアメリカ式の農業手法が取り入れられている。…

コロニー内に居住する家族はどれも、4人から8人の子供を抱える大所帯だ。これらの子供たちは、善悪の判断を教えることに多くの時間を費やすことをいとわない両親により、良く躰けられている。子供たちは皆優秀で、知識を何でも素早く吸収する。…規則として、子供たちは皆身なりを整えている。

岸コロニーの印象として、規則正しくまとまっており、満足感を見せており、賑やかで、慣習や理念において完全にアメリカ的である。

一方、大規模農業に従事するテキサス日系人には、くつろぐゆとりはあまりなかったようだ。1910年の移民委員会の報告書には、以下の記述がある：

…日本人たちはかたまって静かに暮らしているので、農場を発展させる勤勉さがなければ、隣人たちは誰も彼らの存在に気付かないだろう。

経営者以外のテキサス日系人は、キリスト教徒であれば教会に参列すること以外は、地域住民との付き合いも無く、孤立していた<sup>15</sup>。後述するが、より多くの一世代が社交の場を持つようになったのは、英語が話せる二世が成長してからである。重要なことは、一世がその寡黙な勤勉さによって純粋に評価され、住民との付き合いを拒んでいるという否定的な見解を持たれることは無かったという点である。

#### ②「ジャップ・ファーム」の真弓吉雄・康雄兄弟

三重県出身の銀行家で実業家、裕福な地主、そして元衆議院議員の真弓吉雄は弟の康雄と共に、ボーモントの10マイル南のファネットに1,734エーカーの米作農場を構えた。真弓兄弟は近隣住民と良好な関係を築いており、例えば農場内に建設したホールに近隣の住民を招いたり、地域の人々を隣町の病院まで車で送迎したといった証言

が残っている<sup>16</sup>。

かつてファネットにあった「ジャップ・ロード」は、真弓兄弟の地域経済に対する貢献を讃えて命名されたものである。この名称は、地域住民には「マユミ (Mayumi)」と発音するのが難しかったため、兄弟が「ジャップ」と名乗っていたことに由来する<sup>17</sup>。2008年3月には、テキサス歴史委員会 (THC) により真弓吉雄の米作農場の功績を讃える記念碑が、その道路沿いに設置された<sup>18</sup>。

### ③「日本農業会社」の高山大枝丸とクラバヤシ・S

日露戦争の元砲兵隊少佐、高山大枝丸（おしまる）は、クラバヤシ・S（倉林新次郎という漢字が当てはまるかもしれない）と共同で、ビクトリアとポートラバカの間に位置するダコスタの近くに「日本農業会社」を設立し、5,200エーカーの土地を確保した。そこでは27人の若い日本人を雇い、日本式の伝統的な労働集約型の米作で注目された<sup>19</sup>。

地元の人々の話では、日本人は建物や設備を清潔に、手入れが行き届いた状態を保つためにいかによく働かかを伝えている。加えて、日本人は滅多に荷馬車に乗らず、代わりに自ら歩くことを好んだが、それは馬と同じく人間も自らの重荷に耐えるべきだと考えたからである<sup>20</sup>。

### ④カンタローブ栽培で成功した下津卯一・高子夫妻と息子ハリー・ケネス兄弟

下津卯一はコロラド州立農業大学在学中、ある教授から、テキサス南部の低木地帯を灌漑によって生産性の高い農地に変えていった様子を聞いたことがきっかけで、卒業と同時に、マカーレン郊外のサンファンに移住し、2年間農業に従事した。やがて、ハーリンジン近くのサンベニトに移住した。卯一・高子夫妻の二人の息子、ハリーとケネスは卯一が遺した1,200エーカーの土地で農場を経営した。二人はまた、梱包・配送業にも携わり、自分たちの農作物だけでなく他の農家の分も取り扱った。加えて、ハリーは農業会社のために6,000エーカーの土地を管理した。先祖の習わしに従い、彼らは家の周りの美化に努め、多様な商売で地域経済の振興に貢献した<sup>21</sup>。

### ⑤川畑実・トク夫妻

川畑夫妻はブラウンズビル付近の砂糖農園で働いた後、1,000エーカーの土地で農業を行い、自分たちと他の日本人の農作物を取り扱う梱包・配送事業も展開した。ひょうによる作物の甚大な被害、世界恐慌、また自身の大病と困難な時期が続いたものの、川畑実は地域に教会を建てるなど、人々からの信望が厚かった<sup>22</sup>。

### ⑥貧しいメキシコ人を主な相手に医療を行った古河内貞一

エルパソの医師、古河内は貧しいメキシコ人を相手に医業を行った。彼は無料で出産の介助を引き受け、2ドルの診察料を払えない患者にも対応した。彼はまた、「エルパソ日本学園」（後述）の設立にも寄与した。戦時中、サンタフェの強制収容所に送られ、釈放が可能となった後も医師が不足していた収容所に最後まで残り、医療に携わった。戦後エルパソに戻ってからも、貧困者や恵まれない人々を救済することに対する彼の献身的姿勢が揺らぐことはなかった。人道的精神と善行により、古河内は1960年に日本政府から瑞宝章を授与された<sup>23</sup>。

## 2. 暮らしの側面から見た受容と同化

テキサス日系人は、アメリカの文化や慣習を取り入れるのが他のマイノリティよりも早かった。もちろん日本の伝統は自分たちの生活圏内に残ったが、それは家族やコロニーの規律や絆を維持し、二世の速やかな同化を促進した。

### ①服装

テキサス日系人は、一般のアメリカ市民と同じスタイルの服装をすぐに取り入れた。男性は外ではお洒落なスーツにネクタイ、女性は着物の代わりに、1900年代初期に流行った腰回りが細く、ハイネックのドレスを着ていた。それでも、日本人女兒の服はアメリカ人女兒のそれより丈が長く手足がより隠れ、また、日本人女兒の中には長髪の子もいるといった違いも見られた。家の中では、畳こそ無かったものの戸口で靴を脱ぎ、日本と同

じ伝統的な生活様式を維持していた<sup>24</sup>。

一方、現地の人々の印象に残ったのが農作業に用いた蓑(みの)、笠そして草履であり、「日本式のいで立ちで農作業をするなど、伝統も維持された」と紹介されている。大きく丸い稲わら笠はテキサスの強い日差しから労働者を守り、同様に稲わらで作られた草履も野良仕事で重宝された<sup>25</sup>。記者のジョージ・S・ブルースはダコスタの高山農場(前述)における日本人の装いについて、1906年8月25日発行の『Farm and Ranch』誌に以下の様に記述している<sup>26</sup>：

日本人の農民たちは、丸い稲わら笠に同じく稲わらのレインコート(蓑)という伝統的な装いをしていたが、それは首の回りで結んだ袖なしマントと、腰回りで縛る帯のついたスカートを組み合わせから成るものだった。このコート(蓑)は、わらを拵げると雨水を遮断してくれるので、雨天時にはかなりの雨よけになると聞かされた。



写真2 テキサス大学サンアントニオ校テキサス文化研究所に展示されている、稲わらの蓑・笠・草鞋(2011年3月筆者撮影)

## ② 価値観・規範

家父長制や年功、家族の絆や勤労を重んじ、人を傷つけたり窃盗を働いたり、嘘をつくことを禁じ、他者に敬意を払うといった、日本の伝統的な価値観が守られた<sup>27</sup>。テキサス日系人はまた多くの子供をもうけ、大家族を形成することを重視した。子供たちは近くの公立学校に通いすぐに英語を習得したが、家では母親が子供達に日本の民話や童話を話して聞かせ、日本語を教え、家庭で伝

統行事を執り行うことで、子供たちへの継承を試みた<sup>28</sup>。エルパソでは、二世のために西海岸の同様の学校を見本にした日本語学校「エルパソ日本学園」が設立された。子供たちは公立学校の授業を終えた放課後に、そこで日本語と日本の慣習を学んだ<sup>29</sup>。

1930年代に入ると道路も整備され、交通手段も便利になり、テキサス日系人の社会的生活は著しく向上した。自動車が普及する前は、広範囲に散在しているお互いの家の往来には週末のほぼ全てを費やさねばならなかった。二世の子供たちが成長してくると、一世の親たちは彼らのために社交クラブを作った。こうしたクラブの月例会では、食事、歓談、ゲーム、ダンス、パーティー、ピクニックを楽しんだ。教会のサマーキャンプで行われた修養会を共に過ごしたり、観光旅行や舞踏会も行われた<sup>30</sup>。

## ③ 宗教

寺社での礼拝をテキサスで再現するのは不可能だったが、先祖の供養は家庭内で日常的に続けられた。日本人の中にはキリスト教に改宗した者もいたが、それでも家庭には仏壇や神棚が置いてあった。例えば西原清東(前述)はウェブスターの長老教会に積極的に関わっていたが、彼の父親が移住してきた際には、先祖が確実に付いて来てくれるよう過去帳を持参した。熱心なメソジスト教徒であった岸吉松(前述)は、日本に一時帰国した際に磁器の仏像と、実家の仏壇からやはり過去帳を持ち帰っている。キリスト教徒であるか否かに関わらず、どこのテキサス日系人宅の仏壇でもロウソク立て、線香立て、それに新鮮な花を挿した花瓶が先祖の遺影の周りを囲んでいた<sup>31</sup>。8月には盆踊りを行い、墓参りでは墓の掃除の後、食べ物や花、線香が供えられた<sup>32</sup>。また、ダコスタの高山大枝丸(前述)をはじめ、多くの日本人は先祖の位牌を持参していたことも記されている<sup>33</sup>。

テリーの町には教会が無く、岸は3エーカーの土地を寄付し小さな白い教会を建て、誰でも礼拝出来るようにした。岸はその教会に1,800ドルを寄付し、月に一度説教にやって来る牧師の給料の半分を負担した。日曜学校の教師や町の教会

関係者たちは岸の家に滞在し、岸自身も英語を話せない日本人のために日曜学校で信仰を教えたり、二世の子供たちに日本語を教えた。教会で週4回開かれた幼稚園の後援もした<sup>34</sup>。一世の中には仏教徒のままでいた者もあったが、二世の多くはキリスト教徒となった<sup>35</sup>。

ヒューストン郊外アルバンで最盛期には約100人を雇うほど成功した、苗木園の経営者、新居三郎（後述）の妻姜子はテキサスに来てからキリスト教に改宗し、日本人向けに毎週聖書勉強会を開いた。1931年に、姜子はアオノ・チカコと共に、地域の日本人女性だけから成る聖書勉強会「イエスの友の会」を立ち上げた。毎週の会合に定期的に参加していた10名ほどの女性たちは、第二次世界大戦が始まってからも集まり続けた。戦時中は5人以上の日本人による集会は禁じられていたが、日本語の読み書きと会話が達者な元宣教師、セシル・ランカスターという名のヒューストン在住の女性が保証人となり、彼女らは規制から免除されたのであった<sup>36</sup>。

#### ④英語の使用

写真花嫁として1913年に、ウェブスター付近で野菜栽培に従事していた小林光太郎と結婚した24歳のシゲタ・モトは大阪クリスチャンカレッジを卒業し、英語を学んだが、それでも日本語以外の会話はあらゆる面において苦労した。そのため、日本人以外の付き合いではもっぱら夫に頼っていた。地域には他にも日本人がいたが、モトは深い孤独感に襲われていた<sup>37</sup>。

多くの一世にとって、英語の習得には時間がかかった。大抵の移民集団と同様に、流暢な英語能力を獲得したのは二世であった。二世の多くは両親から日本語の読み書きを教わったが、それは家族同士の会話で用いるためであった。二世が成長すると、一世の親たちの通訳の役割を果たすことが出来た。子供たちは家庭以外では英語を話すよう促された。英語と日本語の両方の習熟を重視したことで、二世はヨーロッパ系移民社会の多くの若者たちのように、二つの文化のそれぞれにしっかりと足を据えて成長した<sup>38</sup>。

#### ⑤異人種間通婚

日本人男性が地域の白人女性と結婚することは極めて稀であった。こうした結婚に対する白人の抵抗感もあったし、日本人男性も自分と同じ人種の女性を結婚相手に選ぶことを望んでいたからである<sup>39</sup>。

1908年の日米紳士協定後も、既にアメリカに居住している男性に嫁ぐ場合に限り、女性の入国は認められた。当時西海岸では日本人移民が集中し、排斥気運が高まったことから、日本政府はテキサスでの米作事業者には「定住農夫 (settled agriculturists)」というステータスで旅券を発行した。彼らは紳士協定後も日本に帰国し、アメリカに再入国できるという特権が認められていた<sup>40</sup>。テキサスで農業に従事する日本人の多くは独身の若手男性であったため、日本に戻り結婚した後、新妻とともに再渡米する者も多くいた。また写真花嫁を迎えたり、メキシコ人女性を配偶者を選んだ者もいた<sup>41</sup>。エルパソでメキシコ人と結婚した日本人の中には、リオ・グランデ川の対岸のフアレスの町に移り、ローマカトリック教徒になり、スペイン語の名前やニックネームを持ち、メキシコ人相手の店を開いた者もいた。子供たちは他の日本人から隔離された環境で育ったので、どちらかと言うと自分たちを、メキシコ人だと認識していた<sup>42</sup>。

#### 1921年テキサス外国人土地法制定の経緯

1920年11月、カリフォルニアで外国人の土地所有および賃借を禁止する土地法が制定された。白人農家の生活を脅かしていると非難された一世が所有・賃借した土地は、実際には同州の改良農地のわずか0.02パーセント以下に過ぎなかったにも関わらずである<sup>43</sup>。

カリフォルニアにおける排日宣伝作戦は、テキサスを含む他州の人々の感情を掻き立てた。日本人に対する組織的な反抗は新しいものではあったが、人種的偏見や差別は1920年代初期のテキサスでは、残念なことだが紛れもない事実であった<sup>44</sup>。もう一つの重大な増悪因子は、長いこと反日活動の前線にいた米国在郷軍人会 (the

American Legion) という退役軍人組織が果たした役割であり、彼らの日本人移民への反感は積年のものであった。それはカリフォルニア州共同移民委員会(前身はアジア人排斥同盟)の当初からのメンバーとして、カリフォルニア外国人土地法制定の中心的役割を果たした。テキサス住民の大多数は土地法制定に無関心であったにも関わらず、議員たちは軍人会が持つ政治的影響力のため、その法案を単に無視できなかったのである<sup>45</sup>。

1920年以降、より友好的な環境を求めて西海岸から多くの日系人が移住してくると、地域住民は侵略と捉え、反発するようになった<sup>46</sup>。そんな中、カリフォルニアから移住してきた一世がエルパソの土地を購入していることに反応した軍人会のリーダーたちは、地域住民に対して、日系人の移住を阻止するよう呼びかけた<sup>47</sup>。テキサス外国人土地法にはカリフォルニアと同様の法律制定を目指した米国在郷軍人会テキサス支部が関与しており、彼らの運動はエルパソの上院議員リチャード M. ダドリーによる州議会への法案提出へとつながった<sup>48</sup>。

1920年12月下旬、ハーリンジンの『米国在郷軍人会新聞』の H. L. オラーはブラウズビルで、200人の群衆を前に演説した。彼のメッセージは明確なもので、リオ・グランデ川流域地方にこれ以上の日本人に来て欲しくないというものであった。これを遂行する彼の計画は、単純なものであった。もし新しい日本人が来ようものなら、必要なら暴力に訴えてでも退去させる、というものであった。2週間後の1921年1月に実際に起きたことであるが、カリフォルニアから来た日本人家族がハーリンジン駅で一群の人々と遭遇し、単刀直入にお前たちは歓迎されていないと言われたのであった。その扱いに衝撃を受け、日本人家族はすぐにそこを立ち去った<sup>49</sup>。

日本人家族が退去を求められる

1月6日、テキサス州ハーリンジン—農地に定住する目的で、水曜日に西海岸からハーリンジンに到着した2組の日本人家族は、鉄道駅で地元市民の団に、「お前たちの存在は、ここハーリンジンでは相応しくない。一晩滞在するのは構わないが、木曜日には去

るように」と大胆に近寄って言葉を掛けられた<sup>50</sup>。

同様の出来事が、同じ週の直前に別の日本人家族に対して起きている<sup>51</sup>。

1921年の上院での公聴会では、軍人会とテキサス日系人の代表らが意見をぶつけた。ブラウズビルのハーバート・ダベンポートは、「我々は先にここに住んでおり、リオ・グランデ川流域地方は日本人のものではなく、我々のものだ」と証言した。法案の支持者たちは、日本人は「同化不能」であり、「白人」コミュニティの一部に組み込まれることは決してない、という申し立てをした<sup>52</sup>。

テキサス日系人も黙ってはいなかった。州南東部全域の日本人とダラス=フォートワース地域の日本人経営の綿織物会社の事業者と労働者らは結束して、数名の弁護士を雇った。こうしたロビイストらは上院の公聴会の前に登場し、書面や白人隣人たちからの支持を表明する手紙が提出された。日本人会の指導者の一人が新居三郎(前述)で、ヒューストンの日本人社会で尊敬を集めていた人物である。彼はその法案が日系人にとってどれだけ侮辱的なものであるか、そして日本はテキサスの栽培農家から毎年100万バールもの綿を購入していることを考えると、その法案がテキサスの綿産業にどれだけの損害を及ぼすかを説いた。上院議員たちは、写真花嫁がどのように選ばれているのか尋ねた。新居はその慣行について説明し、そうした婚姻方法が伝統的な日本式の求婚に適合していることを説いた。更に疑いの目を向けられると、写真花嫁は日本政府によって送られた訳ではなく、この慣例はとにかく既に終わったものであると明言した。新居は1904年に米作のためにテキサスにやって来た経緯や、合衆国の市民権を申請したが、単に法律がそれを認めなかったために拒否されたといった身の上話をした。そして新居は彼自身と仲間の心情をまとめた陳述書を提出した<sup>53</sup>。

公聴会の後、『ダラス・モーニング・ニュース』紙はすぐさま「この法律の必要性があるとするにせよ、緊急を要するものではないことは確かだ」

と、法案に反対する社説を掲載した。法案はテキサス議会上院で満場一致で可決された後、下院に送られると、コーパスクリスティ選出の下院議員 W. E. ポープが「この法律が効力を発生する日付の時点における州内の正規定住者」という規定を除外すべく、法案を容易く修正した。この既得権条項により、既に州内に居住する一世は土地の所有が引き続き認められ、かつ将来に渡って更なる土地購入の権利も保証されたのであった。法的効力は後退したものの、より強固な法律は単に採択されないことを悟った軍人会と上院議員ダドリーはこの修正案を受け入れた。こうして1921年4月1日のテキサス外国人土地法では、新居三郎率いる日本人会の陳情が功を奏し、日本人の農業における影響力を以てその法的効果を軽減させることに成功した<sup>54</sup>。

### テキサス日系人の受容と同化の要因

テキサス日系人と地域住民との概して良好な関係は、西海岸でしばしば見られた敵意に満ちた人種関係とは好対照をなしている。この相異の主要な要因を、同化理論的視点に基づいて示してみたい。同化の要因として、「移住の自発性」、「移住の目的」、「移民集団の大きさ」、「移民とホスト社会との間の社会的距離」、そして「移住のタイミング」が挙げられる<sup>55</sup>。集団の教育・所得水準や職業に加えて、民族に縛られないフォーマルな組織の会員であること<sup>56</sup>、そして居住地が隔離していないこと<sup>57</sup>も同化の指標となるが、テキサス日系人にとってより関連性が深いと考えられる、以下の4点を挙げたい。

#### ①「移住の目的」

テキサス日系人は現地の要請に応じ、定住目的で渡米し歓迎された。カリフォルニアの代わりにテキサスを選んだ理由として、開拓者精神と、日本のコメ不足に関連した、テキサスへの熱意がある。当時の日本はコメ不足で、朝鮮や台湾からの輸入に頼っていた。人口が増加する中で更なるコメの需要が明白であったことから、テキサスでの豊かなコロニーはコメの供給源の一つになる可能

性を秘めていた<sup>58</sup>。

#### ②「人口比率」

大部分の一世が住んでいたカリフォルニアと比較して、テキサス日系人は圧倒的に少なかった。例えば1920年では、450万人以上のテキサス州人口に占める日系人はわずか449人であったのに対し、350万人以下のカリフォルニア州人口の中で日系人は7万人以上もいた。絶対数が少なかったため、その存在が脅威と捉えられる可能性も自ずと低かった。

#### ③「移民とホスト社会との間の社会的距離」

他の人種・民族集団の第一世代と同様に、一世は外部との接触が経済的事項に限られていた<sup>59</sup>。それでもカリフォルニアと比較して、テキサス日系人の方が地域住民との絆が強かった。それは、一世の「勤勉性」といった特徴が、テキサスでは州に対する経済的貢献と見なされたのに対し、カリフォルニアでは白人労働者に対する経済的脅威と捉えられたことを意味した。もちろん一世に対する偏見や差別はテキサスでも見られたが、カリフォルニアの比では決してなかった<sup>60</sup>。

西海岸の一世の目標は概して、短期間のうちに出来るだけ多く貯蓄し、早く帰国することであった。そのため彼らの多くはすぐに元が取れ、現金収入の得やすい店舗経営や農業（特に輸送園芸）に就き、白人よりも日本人との交際を望んでいた<sup>61</sup>。こうした一時滞在的な出稼ぎ志向の強い日系移民は、出身地や親族のつながりに基づいた生活を送っていたため、アメリカ社会を広く捉えることに積極的ではなかった<sup>62</sup>。

#### ④「合衆国内外の情勢」

これは受容や同化の程度に影響を与えたと言うよりはむしろ、20世紀前半のテキサス日系人人口が低調であった直接的な要因として挙げられよう。1908年には、新規男性労働者の移住を禁じた日米紳士協定が制定された。そして1921年のテキサス外国人土地法以降、州外からの日系人の移住は大きく減退した。テキサスに日本人を引き付けたのは何と言っても農業であった訳だから、

1920年代にテキサスにやって来た日本人の数は見通しを下回った<sup>63</sup>。

1924年には、排日移民法が制定された。これによりアジアからの移民が全面的に禁止されたことは、すでに現地に暮らしている日系人をひどく落胆させ、こうした冷遇に見切りをつけて、一世の3人に1人が帰国した。そうした者の中には、日本人花嫁を望んでいたが合法的に合衆国に連れて来る術を失った、未婚の男性が数多く含まれていた。他の者は単に、日本に残した家族を呼び寄せたいだけだったが、それも叶わなかった<sup>64</sup>。

テキサス日系人人口は元々少なかったが、女性が多くの子供を産み育てたので、その規模は戦後まで数百人程度で推移していった。1930年から1940年にかけて、その数は519人から458人に減少した。世界恐慌がこの減少の要因の一つであることは明らかであるが、排他的な法律の長期的な影響を反映した数字でもある<sup>65</sup>。

上記以外にも、米国在郷軍人会の様な反日主義団体の存在が、日系人の暮らしを大きく左右したことは言うまでもない。

### 古典的同化理論と分節化された同化理論の観点から見たテキサス日系人

古典的同化理論によると、マイノリティは大抵複数の世代をかけて、同化の進行に伴い社会経済的水準が上昇すると仮定され、それは「直線的同化」と称される<sup>66</sup>。この理論が示す同化の過程の中で、例えば主流社会の価値観や規範を取り入れる「文化的同化」をはじめとして、親しい知り合いとして受け入れられる「一次的同化」、住居や教育、職業、娯楽といった領域で正当な仲間として容認される「二次的同化」、集団間における偏見の放棄となる「態度の同化」、それにマイノリティが個人個人の真価や成果を基に判断されることによる、差別の減退となる「行動の同化」といった現象が、テキサス日系人に当てはまっている。一方、当時は白人との通婚や一世の市民権の獲得が見込めないといった、社会全体が制度的な差別の時代でもあった。

分節化された同化理論で強調される一つの経路が「選択的文化変容」であり、それによると移民

は選択的にアメリカ社会に同化する一方で、同時に家族関係や自己規律、儉約といった伝統的価値観や規範、慣習の一部を保持するという<sup>67</sup>。移民コミュニティはまた「ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)」<sup>68</sup>を促進し、それは社会的ネットワークや協力的な経済行動を助長することにより、経済的機会を増進するとされる。

こうした現象も、テキサス日系人の記述によく当てはまっている。彼らはまた事業が不調に終わった者を雇ったり他の働き口を紹介するなど協力し合い、1906年のサンフランシスコ大地震や1920年のカリフォルニア外国人土地法の際には、テキサスに移住することを望む日本人を助けることに責任を感じ、援助を惜しまなかった。反日感情を逃れてテキサスに移った者は安堵と恩義を感じて労働に励み、それが益々地域住民との信頼を深めた可能性も大いに考え得る。

### おわりに

テキサス日系人の多くは、農場経営者を中心にコロニーを形成していた。彼らの生活史の一端から、近隣住民との良好な関係が見て取れる。それは、彼らが使命感を抱いて定住目的で渡米したこと、移民による開拓が望ましいと認識されていたこと、そして法律の影響もあり、人口規模が小さかったこと、といった条件によって説明し得る現象である。テキサス日系人のコロニーは、日系人だけで完結していた西海岸の日本町とは大きく異なる。

本稿で模索した、西海岸の状況とは対照的なテキサス日系人の受容と同化は、戦時中における日系人の強制収容の経験を見つめ直す上でも有益であろう。テキサスはその対象地域ではなかったが、それでも一世男性の多くが拘留され、白人の隣人らが忠誠心を保証することで釈放されることがあった。野菜販売をはじめとした日系人の商売は、引き続き好調だったという記述もある<sup>69</sup>。

冒頭で述べたとおり、今後の課題として、標本数が少なくごく基礎的な情報に限られるが、センサスの量的データから得られた人口動態的特徴を加味する余地もある。また、本稿で取り上げたの

は一世だけであるが、受容や同化の議論には戦時中に青年・成人期を迎えていた二世の考察も必須である。加えて、本稿では1921年のテキサス外国人土地法における既得権条項が認められた経緯を、テキサス日系人の受容を示す好例として挙げたが、収容所や合衆国軍における経験も改めて振り返る必要がある。このように、テキサスにおける一世および二世のおよそ40年間に渡る戦前・戦中期を見つめ直すことが、筆者の今後の課題である。

## 註

1. 本稿におけるテキサス日系人の漢字氏名は、以下を参照した。T・K・ウォールズ著／間宮國夫訳、『テキサスの日系人』。芙蓉書房出版。1997年。
2. Brady, Marilyn Dell. 2004. *The Asian Texans*. College Station, TX: Texas A&M University Press, p. 41. Walls, Thomas K. 1987. *The Japanese Texans*. San Antonio, TX: The University of Texas Institute of Texan Cultures at San Antonio, p. 41.
3. Brady, *op. cit.*, p. 41. Chan, Sucheng. 1991. *Asian Americans: An Interpretive History*. New York: Twayne Publishers, p. 71.
4. 構想は失敗に終わったものの、1903年にはアメリカ有数の絹の産地を目指したエルパソの有力者たちが、日本人の移住を促している (Brady, *op. cit.*, p. 51).
5. Walls 1987, *op. cit.*, p. 8.
6. Brady, *op. cit.*, pp. 42-43. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 42-48.
7. 佃陽子。「「ジャップ・ロード」改名論争にみる現代アメリカの多文化主義」。『教養論集』。28:63-109. 2018年3月。成城大学法学会, p. 68. 間宮國夫。『西原清東研究』。高知市民図書館。1994年, pp. 314-318.
8. Brady, *op. cit.*, p. 41. Walls, Thomas K. 2007. "The Early Japanese Texans." pp. 91-111 in Irwin A. Tang, Ed. *Asian Texans: Our Histories and Our Lives*. Austin, TX: The it Works, p. 96.
9. Walls 1987, *op. cit.*, p. 39.
10. *Ibid.*, p. 124.
11. Walls 2007, *op. cit.*, p. 99.
12. 1 エーカーはおよそサッカーグラウンド1つ分に相当する。
13. Brady, *op. cit.*, pp. 46-49. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 93-96. Walls 2007, *op. cit.*, p. 103. 川井龍介。「テキサスに夢を見た100年前の日本人—米作ブームを機に野菜栽培、そして油田も—」。JBpress. 2013年9月3日掲載。https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/38605. テリーの町はもはや存在しないが、1982年10月3日、岸コロニーの人々の努力が州当局に認められ、コロニーの跡地に歴史記念碑が建てられた (Walls 1987, *op. cit.*, p. 96). 2007年には、テキサス歴史委員会 (THC) がこの地における岸の功績を讃えて、ビダーの南東7マイルを走る農地・市道道路1135号線を「キシ・ロード」と名付けた。それ以前にも、岸をはじめとしたこの地における日本人の功績を讃えた道路には、オレンジ郡の中央部ヴィドーを東西に走っていた「ジャップ・レーン (Jap Lane)」があった。
14. Brady, *op. cit.*, pp. 46-49.
15. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 74-75.
16. Kato, Naoko. 2007. "Japanese Texans after World War II." pp. 255-262 in Irwin A. Tang, Ed. *Asian Texans: Our Histories and Our Lives*. Austin, TX: The it Works, p. 260. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 81-82. 佃, *op. cit.*, p. 70.
17. 佃, *op. cit.*, p. 71.
18. *Ibid.*, p. 98.
19. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 96-98. Walls 2007, *op. cit.*, pp. 99-100.
20. Walls 1987, *op. cit.*, p. 100.
21. *Ibid.*, pp. 106-108. Walls 2007, *op. cit.*, p. 108.
22. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 114-115. Walls 2007, *op. cit.*, pp. 108-109. 川井, *op. cit.*
23. Brady, *op. cit.*, pp. 56-57. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 104-105.
24. Brady, *op. cit.*, pp. 49, 59-60. Walls 1987, *op. cit.*, p. 77.

25. Walls 1987, *op. cit.*, p. 77. Walls 2007, *op. cit.*, p. 95.
26. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 97-98.
27. Brady, *op. cit.*, p. 7. Walls 2007, *op. cit.*, p. 96.
28. Brady, *op. cit.*, p. 46. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 90-91.
29. Brady, *op. cit.*, p. 57.
30. *Ibid.*, p. 55. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 117-118.
31. Brady, *op. cit.*, pp. 58-59.
32. *Ibid.*, p. 60.
33. Walls 1987, *op. cit.*, p. 99.
34. *Ibid.*, pp. 93-94. Walls 2007, *op. cit.*, p. 103.
35. Walls 1987, *op. cit.*, p. 94.
36. Brady, *op. cit.*, p. 53. *Ibid.*, pp. 125-127.
37. Walls 1987, *op. cit.*, p. 142. 小林光太郎は町の発展に伴い所有地を道路として提供したことから、そこは今でも「コバヤシ・ロード (Kobayashi Road)」と名付けられている (川井, *op. cit.* Brady, *op. cit.*, p. 50. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 140-142). また、ウェブスター近郊で520 エーカーの農地を構えたものの1年目に事故死した前川真平を悼んで、ヒューストン南部の郊外を走る幹線道路の一つが「Mykawa Road (マエカワ・ロード、ただし読みやすいよう綴りは若干変更してある)」と名付けられている (Walls 1987, *op. cit.*, pp. 60-61. Walls 2007, *op. cit.*, p. 98).
38. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 77-78, 91.
39. *Ibid.*, p. 66. 白人と有色人種の結婚、つまり異人種間通婚は、一世の時代は法律で禁じられていた (例えばカリフォルニアでは、1948年以前) (McLemore, S. Dale, Harriet D. Romo, and Susan Gonzales Baker. 2000. "Japanese Americans." pp. 149-185 in McLemore, S. Dale, Harriet D. Romo, and Susan Gonzales Baker. *Racial and Ethnic Relations in America*, 6<sup>th</sup> Edition. Boston, MA: Ally and Bacon, p. 173).
40. Brady, *op. cit.*, p. 44. 佃, *op. cit.*, pp. 66-68.
41. Brady, *op. cit.*, pp. 44, 55. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 66-67.
42. Brady, *op. cit.*, p. 55.
43. Walls 1987, *op. cit.*, p. 120.
44. *Ibid.*, p. 120.
45. *Ibid.*, pp. 119-121. Walls 2007, *op. cit.*, p. 105.
46. Brady, *op. cit.*, p. 54.
47. Walls 2007, *op. cit.*, p. 105.
48. *Ibid.*, pp. 105-106.
49. Walls 1987, *op. cit.*, p. 119.
50. Brady, *op. cit.*, p. 54. *Austin American*. "Family Told to Move On." January 7, 1921. 傍点は引用者.
51. Walls 2007, *op. cit.*, p. 105. *Austin American Statesman*. "Jap Colonists Warned Away from Harlingen." January 6, 1921.
52. *San Antonio Express*. "Texas Japanese in Rice Belt Protest Alien Land Bill; Rio Grande Valley Send Men from Legion." February 4, 1921. Walls 2007, *op. cit.*, p. 106. 傍点は引用者.
53. *San Antonio Express*, "Texas Japanese Plan Fight on Exclusion Act; Confer in Ft. Worth," January 11, 1921. *Dallas Morning News*, "Alien Exclusion Bill Reported Favorably," February 11, 1921. *San Antonio Express*, "Texas Jap Argues Against Exclusion," February 6, 1921. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 121-122. Walls 2007, *op. cit.*, p. 106.
54. *Dallas Morning News*. "Premature and Perhaps Superfluous." February 7, 1921. *San Antonio Express*. "Pope Bill to Bar Japanese from Texas Lands Passes: Present Ownership by Orientals Not Involved." March 10, 1921. Walls 1987, *op. cit.*, p. 122. Walls 2007, *op. cit.*, p. 107.
55. McLemore *et al.*, *op. cit.*, p. 168.
56. *Ibid.*, p. 170.
57. *Ibid.*, p. 171.
58. Walls 1987, *op. cit.*, p. 47.
59. McLemore *et al.*, *op. cit.*, p. 168.
60. Walls 1987, *op. cit.*, p. 75.
61. 山本剛郎. 『都市コミュニティとエスニシティ—日系人コミュニティの発展と変容—』. ミネルヴァ書房. 1997年, p. 111.
62. 南川文里. 『「日系アメリカ人」の歴史社会学

- エスニシティ、人種、ナショナリズム—』. 彩流社. 2007年, pp. 44, 48.
63. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 123-124.
64. *Ibid.*, p. 123. グレン・サリバン. 『海を渡ったスキヤキー—アメリカを虜にした和食—』. 中央公論新社. 2019年. p. 160.
65. Walls 2007, *op. cit.*, p. 109.
66. Gordon, Milton. 1964. *Assimilation in American Life: The Role of Race, Religion and National Origins*. New York: Oxford University Press. Warner, William L. and Leo Srole. 1945. *The Social Systems of American Ethnic Groups*. New Haven, CT: Yale University Press.
67. Portes, Alejandro and Ruben G. Rumbaut. 2001. *Legacies: The Story of the Immigrant Second Generation*. Berkeley, CA: University of California Press and Russell Sage Foundation.
68. Zhou, Min. 1997. "Segmented Assimilation: Issues, Controversies, and Recent Research on the New Second Generation." *International Migration Review* 31:975-1008, p. 996
69. Brady, *op. cit.*, p. 63.

# 社会運動空間における女性参加者のあり方 ——台湾ひまわり運動を事例に

陳 怡 禎\*<sup>1</sup>

Female's Distance Toward Social Movement: A Case Study of Taiwan's Sunflower Movement

Chen ICHEN\*<sup>1</sup>

This paper examines the female distance toward social movements through a case study of Taiwan's Sunflower movement in 2014. This is important because until now it has been argued that social movement was a male-centered sphere where females are always invisible.

Secondary sources with drawings and visual arts from the archive and interviews with 9 female participants as primary sources were analyzed. This paper discovered that the images of the female which were created in the social movement space as the symbols of weakness and tenderness. Furthermore, this paper argued that female participants kept distances from the center of social movement on their own initiative to go freely back and forth between their own daily life and social movement space. By focusing on the duality of the discourses of "female images which are drawn by males" and "female participants' recognition toward social movements", the present states of females in the modern social movement space have been clarified.

Further research will need to investigate the female participants' cultural practices in modern social movements.

## 1 はじめに

本稿の目的は、東アジアにおける現代の社会運動のなかで、①女性がどのように表象されているのか、さらに②女性運動参加者は、どのように自分を位置付けているのかの2点を考察することによって、現代社会運動空間における女性参加者のあり方を明らかにすることである。

そこで第一に、2014年に台湾で起こった「ひまわり運動」の運動空間のなかで創作された創作物において、「女性像」がいかん語られているのかを検討し、第二に運動に参加している女性が、運動空間のなかでいかに自身の立ち位置について語っているのかを分析していく。以上の「語られた女性」と「語る女性」という言説の二重性に注

目することで、現代の社会運動空間における「女性像」を解明することを目指すものである。

次章では台湾ひまわり運動の特徴を紹介し、参加者構成を明らかにする。また先行研究への考察を踏まえた上で、3章では、二つの軸からひまわり運動の中の「女性」を考察する。3.1では社会運動空間において、「女性」はどのように語られているかについて事例を挙げながら検討し、さらに3.2では、ひまわり運動の女性参加者が、いかに自分のポジションについて語っているかを明らかにする。

## 2 研究背景

まず本節ではひまわり運動の経緯や、その運動

\*1 日本大学国際関係学部国際教養学科 助教 Assistant Professor, Department of Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

参加者の構成を紹介し、本稿が注目している問題の所在を示していく。

## 2.1 ひまわり運動の経緯・特徴

ひまわり運動は、2014年の3月18日から4月10日までの三週間にも及んだ長期化された台湾の社会運動である。しかしこの運動は突発的に発生したのではなく、その発端は2013年6月に中国と台湾の間で締結された「兩岸服務貿易協議（兩岸サービス貿易協定）」に遡る。この協議は、中国側が80項目、台湾側が既に開放した27項目を含めた64項目のサービス貿易の相互市場の開放といった内容である。中国の開放項目が圧倒的に多いため台湾経済に有利であるという台湾や中国政府の言い分に対して、野党や民間からは、台湾の中小小売業に極めて不利だと強い反発の声が上がった。また、その協議が締結されるまでの過程が公開されていなかったため、それは「ブラックボックスの中の協議であり、民主主義によるものではない」との批判の声も挙げられていた（『今周刊』2014.3.27）。

しかしながら、与党の国会議員は、そのような意見を押し切って強行採決しようとした。その採決過程に反発した学生運動組織が、サービス貿易協定の審査を改めて実施することを求め、2014年3月17日の夜に「議場を人民に返せ」を叫びながら議場を占拠したことから始まったのが、ひまわり運動である。

では、台湾のひまわり運動にはどのような特徴が見出せるのだろうか。この運動は、1990年代以降の台湾における最大規模の社会運動だと言われているが、その理由について、①運動期間が約一ヶ月までに及んだこと、②占拠場所の範囲が広く、「日常性／祝祭性」を特徴とすること、③参加者の年齢や社会階層が幅広いことの三点が挙げられる。本節では、とりわけ②と③の点に注目する。

まずその占拠範囲を見ていこう。ひまわり運動の占拠現場は主に二つのエリアに分けられる。一つは、「立法院」と呼ばれる台湾の国会議場であり、もう一つは、立法院を囲むような周辺広場や道路である。国会議場を占拠したのは、運動初日に議

場に突入した学生運動組織に参加する大学生が多いとみられる。それに対して、周辺道路を占拠したのは若者を中心とする多くの市民であった。また主要占拠現場ではないものの、その占拠に呼応する形で台湾各地でも様々な集会が行われた。

運動全体において、国会議場は地理的に中心的な位置にあり、また周囲の道路や他の台湾地域における集会空間よりも、マスメディアからの注目度は高かったといえる。そのため、国会議場に突入した学生は、その場から離れることが難しく、終日、臨戦態勢を維持していたとみられる。その一方で、国会議場の周辺道路や台湾各地での占拠空間は、より気軽に社会運動に出入りすることができる流動的な空間となっていた。

つまり、ひまわり運動は占拠空間における「中心一周縁」という同心円のような力関係を持つ地政学的構造をなしており、中心からはなれば離れるほど、社会運動特有の緊迫した雰囲気は薄れていったと考えられる。

このような空間的な特徴を持つひまわり運動が、1990年代以降の台湾において最大規模へと発展した理由は、この運動が従来の社会運動とは異なる「日常性」や「祝祭性」（毛利 2003, 渡邊 2012, 伊藤 2012, 富永 2016, 富永 2017）<sup>1</sup>を兼ね備えていたことにある。では、具体的にひまわり運動における「日常性」や「祝祭性」とは何を指すのか。

現地でフィールドワークを実施した研究者の港千尋（2014）<sup>2</sup>やジャーナリストの福島香織（2016）<sup>3</sup>は、ひまわり運動に対して次のように記述している。

集会に参加しているのは一般の市民や大学生ばかりではない。高校生、中学生の姿もあり、それぞれが自主的な討論会をシートの上で開いている。（中略）ひとことで言えば、机と椅子がないだけで、学内とほぼ同じ環境が路上に成立している。違いと言えば、その同じ場所で大勢の人が食事をしたり、仮眠をとったりしていることだ。短い時間であれ日常的生活を共にしている。一日だけのデモや数時間で終わる集会との違いは、議論や抗

議だけでない日常的営みを通して情動が生まれ、それがゆっくりと広がってゆく点である(港 2014: 126)。

(筆者註：ひまわり運動で占拠されている)議場内には大型プロジェクターがあり、政府側の会見や学生側の集会の中継が流れている。壁には美術班の力作らしい馬英九総統や江宜樺首相の似顔絵、ひまわりやブラックボックスをモチーフにしたポスターやスローガンが貼ってあった。議席の部分にメディアが陣取っている。議席後方では学生たちが寝袋で仮眠をとっていたり、試験勉強をやっていたりしていた。(福島 2016: 95)

上記の二つの記述からは、ひまわり運動の参加者が運動空間の中で友人と共に食事したり、試験勉強をしたりするといった「日常的営み」を行うことで、運動空間を日常の生活空間に変貌させていたことがうかがえる。他方で参加者たちは、絵画を描いたり、ポスターなどの創作物を作ったりすることで、社会運動に「楽しさ」を見出し、それを前景化させていたことも垣間見える。

つまり、このような「日常性」や「祝祭性」という二つの性質を兼ね備えたことで、ひまわり運動は従来の社会運動とは無縁な人々を次々と巻き込み、大規模な社会運動にまで発展したのだと考えられる。これらの論点については、さらに次節以降で詳述することとしたい。

次に、参加者の構成を見てみよう。陳婉琪と黃樹仁<sup>4</sup>(2015)は、ひまわり運動参加者の性別、職業、学歴や年齢などの構成を明らかにするために、台湾・台北大学社会学部の学生を率いて調査プロジェクトを立ち上げ、2014年3月25日から29日にかけて、議場外の占拠現場でアンケート調査を実施した。その調査結果から、参加者の構成は以下のようなものであることが判明した。まず、参加者の平均年齢は28歳、なかでも二〇代の参加率が最も高く66.8%を占めている。また、ひまわり運動はしばしば「学生運動」として位置付けられるが、実際に有効サンプル989人のうち、学生が56%(554人)、残りの44%を

社会人が占めている。過半数以上が学生であるという結果からも、当初、大学生の社会運動組織によって起こったひまわり運動は、若者を中心に様々な社会階層が集結した点が大きな特徴と考えられる。

## 2.2 問題の所在

前節では既存の社会調査から、ひまわり運動の参加者の社会階層に関する構成を明らかにしたが、運動参加者の男女比率については女性が51.8%と男女比にはほとんど差がないことが明らかになっている(陳・黄 2015)。統計的に、男女比には大きな差が観察されないにもかかわらず、メディア報道の言説においては「女性運動参加者」の姿はほぼ見られない。

例えば、黄佳玉(2015)は、ひまわり運動をテーマに議論を行うシンポジウムにおいて、運動に参加している男性は一人一人名前を認識されていることに対して、女性は「社会運動の女神」、「(男性参加者の)彼女」などと呼ばれ、名前のない存在となっていると批判している<sup>5</sup>。また、林盈岑(2018)は、当事者としてひまわり運動に参加した際に、運動の中では大衆に向けて発言していたのはほとんど男性であり、社会運動に参加している女性は容姿でしか注目されることはなかったと指摘している<sup>6</sup>。陳怡禎(2020)も、ひまわり運動において、マスメディアに注目されていたのはほとんど男性であり、さらに運動の方向性を決める「運動リーダー」的存在が与えられている参加者もまた、ほとんどが男性であったと指摘している<sup>7</sup>。

上記の研究から、ひまわり運動において社会的な注目を集めたり、社会運動について語ることができたのは、いずれもほとんど「男性」によるものであることは明らかだろう。

くわえて、ひまわり運動の当事者でもあり、研究者でもある黄(2015)と林(2018)が指摘しているように、ひまわり運動の空間にいた女性たちは、「社会運動の女神」などの呼び方をされることもあり、いわば主体性を持たない「語られる存在」であったと考えられる。

本稿は、このように社会運動空間のなかで姿が

隠されている女性たちに注目し、彼女らはどのように語られているか、さらにどのように自分自身の位置付けについて語っているのかを、次章以降で分析する。

### 3 ひまわり運動における女性

本章では台湾の学術研究機関「中央研究院」によって保存されるひまわり運動創作物アーカイブ『318 公民運動文物記録典蔵庫 (318 Civil Movement Archive)』<sup>8</sup>をデータとして、ひまわり運動期間に創作された創作物に焦点を当て、ひまわり運動における「女性像」が、いかに描かれているのかを考察する。そのうえで、9名のひまわり運動女性参加者にインタビュー調査をおこない、彼女たちの社会運動への参加経験についてどのような語りを行なっているのかを分析する。

#### 3.1 ひまわり運動を象徴する女性像

前章でも述べたが、「祝祭性」という性質を持つひまわり運動の空間では、日々大量の創作物が生み出されていた。その様子について、港は「運動への参加者、支援者が増加するとともに、街路にはさまざまな文字が溢れ出ていった。……群衆は文字の群衆を生み出すからである」<sup>9</sup> (港 2014: 190) と述べていたが、港が指す「文字」とは、「Word」が意味するものに限定されるわけではない。実際に、街路にあふれていた「文字」の形式は、現場で創り出されるモノや創作品、さらに現場における運動参加者たちの言説や振る舞いなど、そのすべてが「文字」に含まれていると考えられる。つまり、港が用いる「文字」という言葉は、まさに現場にいる人々が日々生み出す広義の「文字=メッセージ」であると捉えられる。

そのような運動空間において日々創出されていた「文字=参加者のメッセージ」のなかから、9,094<sup>10</sup>件の写真、動画、ポスター、横断幕、オブジェ、書信などが、『318 公民運動文物記録典蔵庫 (318 Civil Movement Archive)』に記録として残されている。本節では、その創作物に焦点を当て、分析を進める。

まず、数多くの創作物はどのようなかたちで、

アーカイブに保存されているのだろうか。このアーカイブに関わった研究者・莊庭瑞 (2017) によれば、多くの創作物は、第一創作者が不明のままアーカイブに保存されており、いつか創作者が自分の創作にアクセスし、名乗りでることができるよう、創作物がアーカイブに寄せられていた際に明かされた情報を全てデータベースのサーチエンジンに紐つけていたと説明している<sup>11</sup>。その情報は作品形式、創作日時、創作場所、作品の大きさ、作品の内容概要、作品素材など、細かく記載されコード化されている。つまり、このアーカイブの利用者は、コード化された情報にヒットする任意のキーワードを入力すると、この作品に辿り着くことができる仕組みとなっている。

このような膨大な情報群のなかで、本稿はとりわけ「台湾」に関連する 1,000 件の作品に焦点を当てる。「台湾」に関連する創作に注目する理由は、前章でも述べたように、ひまわり運動の発端が中国との間の政治関係にあったと見られるからである。さらに、この運動の遠因としては、政治経済面での「中国依存」だと指摘されている (蔡宏政<sup>12</sup> 2016; 呉介民・廖美<sup>13</sup> 2016)。つまり、ひまわり運動においては「台湾対中国」という図式が構築され、(中国に対する)「台湾」は重要なシンボルとして認識されていると考えられる。

従来、台湾における政治活動や社会運動は、しばしば「我々台湾人は、台湾という土地に育てられてきた」ということを強調し、「台湾」を母親のイメージに関連づけてきた (黄恐龍<sup>14</sup> 2014: 108)。しかしながら、ひまわり運動において、そのイメージには変化が見られる。

例えば、「台湾」に関連する作品のなかには書信や絵画、付箋、写真、動画など様々な形式がある。また内容も多種多様であり、応援メッセージもあれば、漫画キャラクターの絵画もある。その多様性を持つ作品の中で、「ひまわりの花」(26点)、「台湾の形」(16点)や「女性」(11点)のイメージが多く使われていたことが確認できる。では「ひまわり運動」という呼称にちなんだ「ひまわりの花」や台湾そのものが如実に反映された「台湾の形」といったイメージと異なる「女性」イメージはどのように生まれたのか。

今回、11点の女性像を確認したところ、創作者が異なるにもかかわらず、その作品において共有されている女性像(女性イメージ)は、意外にも一致していることが明らかとなった。そのイメージとは、長い髪の両サイドに花を飾っている少女像である。その少女が台湾の国旗やひまわりの花を持っていたり、熊や山猫などの台湾固有種の動物のキャラクターに囲まれたりしている姿が描かれている。こうした少女イメージは、どのような経緯から誕生したのだろうか。

じつは、この少女イメージは、日本の「国擬人化」歴史コメディウェブ漫画である『ヘタリア Axis powers<sup>15</sup>』の登場人物「湾娘<sup>16</sup>」といったキャラクターの特徴と合致する。つまり、ひまわり運動で創出されたその少女像は、日本漫画に登場していた人物「湾娘」の二次創作<sup>17</sup>だと考えられるのである。実際にアーカイブに保存されている女性イメージを確認すると、合計1,325点の絵画資料のなかで、概要説明欄に「湾娘」と明記されている創作物は4点、また、明記されないものの、そのキャラクターに連想させられるような、長い髪の両サイドに花を飾っている女の子のキャラクター画像は14点あった。ひまわり運動の参加者自分自身のアイデアによる創出された数多くの創作物の中に、このような一つのキャラクターの二次創作に集約されていることから、「湾娘」がひまわり運動における存在感がうかがえる。

前述したように、それらの「湾娘」の二次創作の作品では、「湾娘」という単体の少女像だけではなく、国家意識を象徴する台湾の国旗や、ひまわり運動にちなんだひまわりの花、さらに、台湾固有種の野生動物などのアイテムも作品の中に書き足されている。原作漫画では「国の擬人化」として「湾娘」が登場したように、ひまわり運動の中の「湾娘」も、運動参加者が強調し続ける台湾アイデンティティを象徴していると考えられる。

また、原作の中では明るくて天真爛漫な性格の持ち主と設定されている「湾娘」と比べ、ひまわり運動の中で生み出された二次創作の「湾娘」は、運動の進展に合わせて変化した参加者の心境が投射されているように、ときには希望に満ちた笑顔

を見せたり、ときには戦闘態勢を見せたり、ときには無気力で泣き崩れていたりと様々な表情を持っている。つまり、ひまわり運動における「湾娘」という少女像には、ひまわり運動参加者の集合的アイデンティティを反映されているといえる。

しかしながら、本稿がとりわけ注目するのは、ひまわり運動の参加者がなぜ、他でもなく「湾娘」という少女像を用いて台湾アイデンティティや運動参加者アイデンティティを象徴していたのか、という点である。前章で運動の経緯について説明したように、ひまわり運動は、中国との政治経済関係や台湾政府に対し、対抗の声を上げていた社会運動であるが、その「対抗意識」は、政府による弾圧に対する身体的な反撃や、社会秩序への攪乱といったかたちで表すのではなかった。むしろ、より多くの人にひまわり運動に参加してもらうように、運動空間を占拠していた参加者たちは、常に「秩序」や「平和」を強調し、優しさを意味する中国語の「溫柔」という言葉を運動の合言葉として用いていた。それは、今まで台湾で行われてきた社会運動の行い方と一線を画する特徴であり、これまで社会運動とは無縁の人々を巻き込む要素だと言えるだろう。

そこで「優しさ」という概念が、どのようにひまわり運動で共有されていたのか、以下の事例を見てみよう。例えば、「ひまわり運動」の名前の由来は、この社会運動に賛同する意思を表明しようとした花屋の経営者が、大量のひまわりの花を占拠現場に送り込んでいたことがきっかけとされるが、その経営者は新聞記者の取材に対し、「この運動が激化するのを心配していたため、少しでも『優しさの力』をつけていこうと思った」と応じた(『蘋果新聞』2014.3.20)。

また、ひまわり運動において、スポークスマンとして毎日マスメディアからの取材依頼を受けたり、運動の進捗を参加者に報告したりする役割を担っていた林飛帆や陳為廷という二人の大学生がいた。その二人は「運動リーダー」と呼ばれ始め、この運動に関心を持つ人々から注目されていた。林は雑誌の取材に応じた際に、キューバの革命家、チェー・ゲバラの名言を引用したうえで、「私は元々臆病な人間だった。しかし我々は強くならな

なければならない。そうすれば我々は決して優しさを失うことがない」(『遠見雑誌』2014.5.5)と発言したが、この林の発言もしばしばスローガンとして、運動参加者の間で共有されていたとみられる。

さらに創作物を保存しているアーカイブには、「溫柔(優しさ)」について言及するものも34件があり、なかでも「温柔的な力量(優しさの力)」と印字されていたメッセージカードが多数記録されている。

以上の例から、ひまわり運動では、「優しさ」を繰り返して強調していたことがわかる。ようするに、同社会運動において「優しさ」は上位的価値観として、参加者の間で共有されていたと考えられるのである。さらに、ひまわり運動に参加している若者たちは、「無力でありながら声を上げている弱者」として自分自身を位置付け、真正面から権力者と衝突する力を持っていないからこそ、逆手をとって「優しさの力」で、既存の社会権力に異議を唱えようとしていると言える。

では「弱者による対抗」や「優しさ」という価値観が共有されていたひまわり運動において、参加者によって創出され、消費された少女像には、どのような意味が付与されていたのか。

家父長制社会における女性表象を分析している若桑みどりは、歴史上に多くの女性像は、真理や崇拜の象徴として生産されていたことについて、「ある社会で生産された女性イメージが、直接的にその社会における両性の関係を表象しているわけではないことは明らかにわかる」(若桑2000:10)と指摘している<sup>18</sup>。

例えば若桑は、キリスト教社会において、伝統的なシンボルである「マリア」のイメージは、女性地位の高さや母性への崇拜の象徴のように見えるが、実際はそれが男性の価値観によって生成されたものであると指摘し、以下のように述べている。

男性支配的な文化においては、男性全体の心性を統合するには、抽象的で空白な記号が必要だったということである。社会的にいかなる身分もなく、いかなる現実性にも汚染され

ていない「無名の」女性の身体は、男性たちの心性の統合の象徴として掲げるにふさわしい記号になった(若桑2000:11)<sup>19</sup>。

若桑は、男性支配社会において女性は無名かつ見えにくい「他者」的な存在だからこそ、シンボルとしてかえって使いやすいため、上位的観念の擬人化として、女性像はしばしば表したと指摘している。つまり、家父長制社会において生産される女性像は、実は男性の想像や願望によって作られるものであり、男性支配の構造をより一層強化する作用をもたらしていると考えられる。

本稿の2.2の「問題の所在」でも整理したが、この運動の参加者のうちに女性参加者は約半分を占めていたにもかかわらず、名前のない存在となったと批判されている。そのような女性が不可視化されている社会運動の環境では、台湾アイデンティティの象徴として少女像が作り出されていたのは、若桑が提示した論点に基づいて考えることができるだろう。

すなわち、「台湾アイデンティティ」という上位的価値観を表象する「湾娘」のような少女像は、ひまわり運動の男性中心主義的性質を象徴していると考えられるのである。さらに言えば、こういった少女像は、ひまわり運動において繰り返して強調される「弱者による優しさの力」を表象しているとも考えられるが、このような女性イメージは、台湾社会に期待されているジェンダー役割に沿ったものである。

ここまでの議論を整理する。本稿は、祝祭性を持つひまわり運動の中では台湾アイデンティティの具象化として、一つの少女像が創出されていたことに焦点を当てて分析していた。その台湾アイデンティティを象徴する少女像は、「優しさ」や「弱さ」の表象でもある。運動参加者は、戦略的に正面から政府に対抗するのではなく、「優しさの力」を上位的な価値観として共有し、その優しさで既存の社会構造を揺るがそうとしていた。このような社会運動空間で創出された少女像は、一方では激しい抗争や流血衝突などの従来の社会運動と異なる新しい社会運動のイメージを構築した。しかしその一方で、運動の合言葉である「優しさ」の

具像化として創出された少女像は、従来の家父長制社会で期待されているジェンダー役割に沿って、作りあげられていたものだと言える。

### 3.2 女性運動参加者はどこにいるのか

前節では、ひまわり運動において、女性像はいかに描かれ、語られていたかについて検討した。次に、本節では社会運動に参加していた9名の女性インフォーマントに実施したインタビュー調査をデータとして用い、女性が「いかにして自分の社会運動の中の位置づけについて語っているのか」という点について検討していく。

まず、本稿が採用する主要な調査方法を説明する。本研究は半構造化インタビュー調査法(Semi-structured interview)に基づき、2015年7月から2016年8月にかけて、ひまわり運動に参加していた9名の20～30代女性を対象に行った。インフォーマント自身が指定した場所で、食事会を兼ねてインタビューを行い、あらかじめ筆者が用意した質問事項を設定したうえで、インフォーマントにその回答を求めつつ、彼女らの反応によって柔軟に質問を進めた。

インフォーマントの詳細なプロフィールは以下の「表1」のとおりである。インフォーマントA、B、Cは友人関係である。彼女らの普段の関係性や会話の雰囲気をつかむために、グループインタビューという形式を採用した。またインフォーマントDは、ひまわり運動の後に日本の研究機構に転職したため、日本のカフェでインタビューを実施した。インフォーマントG、H<sup>20</sup>の出身地は一緒に共通の友人がいる知り合いであり、同じく日本武道館コンサートを開催した台湾出身の人気バンドを追いかけて訪日していた。彼女が食事会を約束したためその場に同席させてもらい、インタビューを実施した。インフォーマントEは、スケジュールの関係で直接に対面できなかったため、インターネットのテレビ電話を通してインタビューを実施することにした。そのほかのインフォーマントへのインタビューは、全て一対一の対面調査を行った。

表1：インフォーマント詳細プロフィール

対象者	年代	職業	学歴	出身	インタビュー場所
A	30代	日系企業OL	大学	台湾北部	台北市某レストラン
B	30代	商社OL	大学	台湾北部	台北市某レストラン
C	30代	特許事務所勤務	大学院	台湾中部	台北市某レストラン
D	30代	大学研究員	大学院	台湾北部	日本東京某カフェ
E	20代	病院受付	専門学校	台湾中部	テレビ電話(Skype)
F	20代	大学生	大学	台湾北部	台北市某大学周辺カフェ
G	30代	会社総務	大学院	台湾南部	日本東京某カフェ
H	30代	書店経営	大学	台湾南部	日本東京某カフェ
I	30代	外資系企業OL	大学	台湾南部	台北市某レストラン

本研究は2.1でも述べた「日常性」や「祝祭性」といったひまわり運動の特質を念頭においたうえで、この社会運動に参加していた女性たちの「日常生活」や「ひまわり運動」、それぞれの社会空間での振る舞いや文化実践に注目する。インタビューは、①「ひまわり運動への参加方式や運動実践」②「ひまわり運動での出来事や生活リズム」③「普段の生活リズムや日常的趣味」の三つを軸に実施した。ここでは、とりわけ①や②のデータを取り上げ、分析を進めたい。

まず、9名のインフォーマントに、どのようにひまわり運動に参加していたかについて尋ねると、彼女たちは全員、仕事や学業の合間を縫って、1日中のうちの数時間だけ参加していたと回答した。社会運動は、日常生活とは異なる性質を持つ出来事だが、自分自身の日常生活リズムを崩さずに、その出来事としての社会運動に参加するようにしていたと言える。

また、一人でひまわり運動に参加するのではなく、常に家族や友人と事前に約束して共に運動空間に足を運ぶようにしていた。しかしながら、彼女たちはグループで運動空間に進入したにもかかわらず、その空間に入ったあとそれぞれの趣味関

心に向かって各々自由行動していた。

例えばインフォーマントIは、よく仕事か食事後に散歩に兼ねて妹か友人と運動現場に訪れたと述べている：

妹と一緒に住んでいたからいつも思い立ったら妹と二人で運動現場に行ったけど。二人だったら、もう行ってもいいかなど。でも時々すごく大人数になって、10人くらいとか。例えば、友達に「私は明日行くよ」と言ったら、友達も「じゃ私もいこうかな」と言ってさらに別の友人に誘ったとか。結局10人くらいになったりして(笑)。終わったら一緒にご飯に行ったりした時もあった。

(筆者：10人で一緒に行動しましたか?)

そうじゃなくて、現場に到着したらもう解散だね。例えば現場に置かれている絵画を見たい人は絵を見に行ったり、ライブを見たい人はライブを聴きに行ったり、講演会に参加したい人は講演会に行ったりした。(インフォーマントI, 30代, 外資系企業OL)

インフォーマントIの発言から、社会運動を特別な出来事でなく、日常生活の中の一場面として捉えていることがうかがえる。

例えば、彼女は「終わったら一緒にご飯に行ったりした時もあった」と発言した。ひまわり運動自体は、国家議場やその周辺などの特定な場所を、長期間に渡り、占拠していた社会運動であるにもかかわらず、彼女は、その社会運動を「仕事」「食事」「友人との集まり」などの生活場面と同列に捉え、自由に社会運動空間に出入りしていると言える。さらに、彼女は、家族や友人と共に運動空間に行っても、結局既存の人間関係ネットワークに執着せず、各々の趣味関心に沿った新たなつながりを生成していった。つまり、彼女は「社会運動に参加すること」を目的とするのではなく、普段から趣味関心を持つことに触れるためにその空間に足を運んでいたと言えるだろう。

また、大学生のインフォーマントFは、住んでいる学生寮が運動現場に近いと、運動期間中に常に寮と社会運動現場に行き来していたという：

ひまわり運動の最初の三日間は、運動現場に寝泊まりして参加した。でも寮も近いし、運動が少し落ち着いた後にも学校の授業に行かないといけなから寮に帰った。(中略)二日目の夜にもシャワーを浴びたくて寮に帰ってシャワーして自分のベッドで寝ていた。その後もちょいちょい友達と彼氏と一緒に現場に行って寝泊りした。その時に現場はもうすでにいろんな生活用品が用意されていた。ブランケットとか寝袋もあったし。そういえば、ある金曜日の午後に、実は私はその後に授業に行かないといけなから、課題を運動現場でやっていた。周りの人は私の作業姿を見てアイスクリームをくれたよ。(インフォーマントF, 20代, 大学生)

社会人のインフォーマントIと比べて、大学生のインフォーマントFの運動空間に滞在する時間が明らかに長かったが、彼女は、シャワーを浴びたい時に寮に帰ったり、授業前に大学の課題を運動空間に持ち込んだりし、社会運動空間や自分の生活空間の境界線を曖昧化し、自分自身の生活の延長線上にひまわり運動に参加していたと言える。

なぜ、ひまわり運動に参加していた彼女たちは、生活空間や社会運動空間を自由に行き来できたのか。その理由は、彼女たちが意識的に運動空間の周縁に立ち、自分自身を浮遊的存在として認識していたからだ。以下のインタビューデータから明らかとなった。

たとえば、9名のインフォーマントは、社会運動空間においてどのように自分自身を位置付けているのかにかんする質問に対して、口を揃えて「人数合わせ」と答えていた。

例えばインフォーマントDは、以下のよう述べている：

国会議場までに入れた人たちはすごいと思った。私だって人数合わせのような感じだった。国会議場までに入れた人はある程度[筆者註：社会運動に役に立つような]能力を持っていると思う。私は、比較的周縁にいる人間だ

し、「人数合わせ」に役に立っていたかもしれない。でもそれも重要だと思うよね。現場に行ってひまわり運動を応援すること意思を表明しないと。(インフォーマント D, 30 代, 大学研究員)

インフォーマント D は、発言中に何度も「人数合わせ」という言葉を口にしたが、実際に調査を受けたほかのインフォーマントたちも、このように自認していた。

しかしながら、彼女らは決して自分を過小評価するわけではない。例えば、インフォーマント D は、ひまわり運動には応援の声をあげるサポーターの存在が重要だと認識している。

また、インフォーマント C (30 代, 特許事務所勤務) は、インターネットを通じて運動現場の状況を確認するのは日課であったが、運動現場に居合わせる人数が足りないと思ったら、必ず仕事後に足を運ぶようにしていたと述べている。運動現場の参加人数にこだわる理由は、参加者が自由に入出りできるひまわり運動の空間性ゆえに、現場を占拠する参加者数が減ってしまうと政府に参加者を排除しやすい条件を与えてしまう危機があるからである。

以上のデータから、社会運動に参加する女性たちは、周縁からひまわり運動をサポートする役割を果たそうとしていたと言える。実際に、陳(2020)は、ひまわり運動が三週間も長期化できた要因の一つとして、運動空間の周縁にいる多くの人々の参加が挙げられると分析しているが<sup>21</sup>、その周縁から中心をサポートする役割を担っていたのは、「人数合わせ」と自称している彼女らを含めて多くの不特定多数の参加者だろう。

しかしながら、なぜ彼女らは運動空間の中心ではなく、意識的に周縁に立っていたのだろうか。以下のインフォーマント B と C の会話を見てみよう。

私達は好きな時間に行けばいいし、いつでも出て行けるし、負担は比較的になかった。まあ、途中から、議場を占拠した学生たちが可哀想に思っていたときもあった。だって、

全国にずっと見られていたよ。でも、私達は、[筆者註：議場を占拠した学生のように]そこまで犠牲しなくて良かったかも。(インフォーマント B, 30 代, 商社 OL)

その [筆者註：ひまわり運動の] 空間から出ていたら、私は安全だ、すぐ日常に戻れる」ということは不思議すぎるでしょう。だから私もたまに思った。私は本当に「抗争」しているか、「社会運動」をしているか。でもそれもある意味で幸せかも。(インフォーマント C, 30 代, 特許事務所勤務)

上記の会話からは、彼女たちは、運動の内部やその外部である日常生活空間により容易く抜け出せるように、運動空間の周縁に意識的に立つようにしていたことがわかる。

つまり、彼女たちは受動的に運動空間の中心から周縁まで排除されたのではなく、自分自身の位置を調整し、能動的に運動空間の周縁に自らを位置付けていたのである。さらに、彼女たちは、社会運動の中心部まで進出しないのは、私的領域に属する日常生活と、公的領域に属する社会運動を両立させるためであると言えるだろう。

ここで本節の議論を再度まとめておこう。社会運動に参加している女性は、日常生活の延長線としてひまわり運動に参加していたが、その際、能動的に社会運動空間の周縁に立つように意識していた。それは、彼女たちが日常生活空間や社会運動空間を自由に行き来するためであった。

#### 4 おわりに——「語る／語られる女性」の二重性

本稿はまず社会運動空間のなかで、女性がどのように語られているかを考察し、男性支配の社会空間、さらにその男性支配の力構造が複製されたひまわり運動空間において、「優しさ」や「弱者」の表象として、一つの「少女像」が生産されていたことを明らかにした。

またその一方で、運動に参加していた女性は、どのように自分の社会運動空間のなかのポジションを語ったのかについて、インタビュー調査を通

じて考察した。その結果、女性たちは能動的に男性支配の社会運動空間から距離を取って周縁に立っていたことが明らかとなった。

一見すると、女性は受動的に社会運動空間から排除され、不可視化されている存在であるがゆえに、男性中心主義が反映された「女性像」が構築されていたように見えるが、実際のところ女性たちは戦略的、かつ能動的に運動空間の「周縁」に自らを位置付けることで、非日常空間である社会運動と日常生活空間とを自由に往還していたと考えられる。

このように、ひまわり運動空間を「女性」という視点から捉えるとき、そこには「語られる女性」(＝創作物などにおける表象としての女性像)と「語る女性」(＝自らについて語る当事者の声)の二重性が存在し、それぞれが重なり合うところにこそ社会運動における「女性」が立ち現れるのである。

もちろん、本稿にはいくつかの課題も残されている。たとえば、ひまわり運動に参加する女性たちが、家父長制的な価値観のもと、ジェンダーステレオタイプによって「女性」としてまなざされることを、どのように受け止めているのかについてはさらなる説明が求められる。前半で論じたように、女性は運動において“「優しさ」や「弱さ」の表象”としてキャラクター化され、「台湾」という国家の弱さのイメージと重ね合わされていた。しかし、後半で論じたように、女性たちは純粋に「優しく、弱い」存在ではない。戦略的、かつ積極的に社会運動の「周縁」という場所を選び取ることで、むしろ家父長制的価値観を解体していく潜在的なエンパワメントの可能性や野心を持っているのである。彼女たちが、「語られる女性」に象徴される家父長制的なまなざしをいかに解消していたのか——つまりアイデンティティ構築をしていたのか——については、さらなるデータの検討を踏まえて別稿で論じることとしたい。

※本稿は科学研究費補助金(2019年度第2回研究活動スタート支援・19K23275)(2020年度若手研究・20K13706)による成果の一

部である。

## 註

- 1 毛利嘉孝『文化＝政治 グローバリゼーション時代の空間叛乱』月曜社, 2003年、渡邊太『愛とユーモアの社会運動論』北大路書房, 2012年、伊藤昌亮『デモのメディア論—社会運動社会のゆくえ』, 筑摩書房, 2012年、富永京子『社会運動のサブカルチャー化: G8 サミット抗議行動の経験分析』せりか書房, 2016年、富永京子『社会運動と若者: 日常と出来事を往還する政治』ナカニシヤ出版, 2017年。上記文献を参照する。
- 2 港千尋『革命のつくり方 台湾ひまわり運動——対抗運動の創造性』インスクリプト, 2014年
- 3 福島香織『SEALDs と東アジア若者デモってなんだ!』イースト新書, 2016年
- 4 陳婉琪・黃樹仁「立法院外的春吶: 太陽花運動靜坐者之人口及參與圖象」『台灣社會學』30:141-179頁, 2015年
- 5 2015年3月14～15日に開催された「318太陽花運動一週年學術研討會: 重構台灣—太陽花的振幅與縱深」シンポジウム記録より。
- 6 林盈岑『我們的故事: 太陽花眾女群像』国立台北大学社会学系2018年度修士論文, 2018年
- 7 陳怡禎「社会運動空間における「女性の遊び」——台湾ひまわり運動を事例に」『女子学研究』10:25-34頁, 2020年
- 8 <http://public.318.io> を参照する。
- 9 港・前掲書190頁
- 10 2017年11月17日時点での保存数である。
- 11 莊庭瑞, 曾沅芷「當代事件之記憶: 318公民運動文物紀錄典藏庫之建立」, 檔案半年刊16(2):32-41頁, 2017年
- 12 蔡宏政「世界體系、中國崛起與臺灣價值」吳叡人・林秀幸編, 『照破: 太陽花運動的振幅、縱深與視域』左岸文化, 49-73頁, 2016年
- 13 吳介民・廖美「占領, 打破命定論」吳叡人・林秀幸編, 『照破: 太陽花運動的振幅、縱深與

- 視域』左岸文化, 115-161 頁, 2016 年
- 14 黄恐龍『野生的太陽花』玉山社, 2014 年
- 15 本作は、元々は作者の日丸屋秀和の個人サイトで同人作品として発表された作品であるが、その後漫画書籍化やアニメ化され、メディアミックスされた。また、漫画書籍化やアニメ化された時のタイトル名は『Axis Powers ヘタリア』であるが、本稿では『ヘタリア Axis powers』に統一する。
- 16 実際、そのキャラクターは原作の中で作者に正式名称がつけられていないが、読者からは「湾娘」と呼ばれることが多い。
- 17 本稿では、二次創作を「既存のアニメ・マンガなどのキャラクターや設定を援用し、読者によって作られた新たな作品」と言った飯塚邦彦(2015:63)の定義を援用する。詳しくは、下記文献を参照する：飯塚邦彦、「二次創作する読者の系譜：「おたく系雑誌」における二次創作の背景を探る」『成蹊人文研究』23:63-90, 2015 年
- 18 若桑みどり『象徴としての女性像 —ジェンダー史から見た家父長制社会における女性表象』筑摩書房, 10 頁 2000 年
- 19 若桑・前掲書 11 頁
- 20 一人のインフォーマント G の友人も同席していたが、彼女はインフォーマント H とは初対面のため、時々会話に割り込んで発言したがインタビューに不参加と表明したため、調査対象から除外する。
- 21 陳・前掲論文
- 莊庭瑞, 曾沅芷「當代事件之記憶：318 公民運動文物紀錄典藏庫之建立」, 檔案半年刊 16 (2) : 32-41 頁, 2017 年
- 陳婉琪・黃樹仁「立法院外的春吶：太陽花運動靜坐者之人口及參與圖象」『台灣社會學』30: 141-179 頁, 2015 年
- 陳怡禎「社会運動を語る若者——台湾ひまわり運動・香港雨傘運動を事例に」『新社会学研究』4:141-161 頁, 2019 年
- 陳怡禎「社会運動空間における「女性の遊び」——台湾ひまわり運動を事例に」『女子学研究』10:25-34 頁, 2020 年
- 富永京子『社会運動のサブカルチャー化：G8 サミット抗議行動の経験分析』せりか書房, 2016 年
- 富永京子『社会運動と若者：日常と出来事を往還する政治』ナカニシヤ出版, 2017 年
- 福島香織『SEALDs と東アジア若者デモってなんだ!』イースト新書, 2016 年
- 港千尋『革命のつくり方 台湾ひまわり運動——対抗運動の創造性』インスクリプト, 2014 年
- 毛利嘉孝『文化＝政治 グローバリゼーション時代の空間叛乱』月曜社, 2003 年
- 林盈岑『我們的故事：太陽花眾女群像』国立台北大学社会学系 2018 年度修士論文, 2018 年
- 若桑みどり『象徴としての女性像 —ジェンダー史から見た家父長制社会における女性表象』筑摩書房, 2000 年
- 渡邊太『愛とユーモアの社会運動論』北大路書房, 2012 年

## 参考文献

- 伊藤昌亮『デモのメディア論—社会運動社会のゆくえ』, 筑摩書房, 2012 年
- 吳介民・廖美「占領, 打破命定論」吳叡人・林秀幸編, 『照破：太陽花運動的振幅、縦深與視域』左岸文化, 115-161 頁, 2016 年
- 黄恐龍『野生的太陽花』玉山社, 2014 年
- 蔡宏政「世界體系、中國崛起與臺灣價值」吳叡人・林秀幸編, 『照破：太陽花運動的振幅、縦深與視域』左岸文化, 49-73 頁, 2016 年



# 日本大学国際関係学部研究年報に関する内規

平成21年 3月18日制定  
平成21年 4月 1日施行  
平成24年 3月 7日改正  
平成24年 4月 1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部が発行する国際関係学部研究年報（以下研究年報という）に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 研究年報の発行者は、国際関係学部長とする。

2 研究年報は、毎年2月に発行するものとする。ただし、研究委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 研究委員会に、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、研究年報の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、研究委員会委員をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、研究委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、研究委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 研究年報に投稿することのできる者は、国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員とする。

2 共同執筆の場合、主たる執筆者は専任教員とする。ただし、共著者には他機関の者を含むことができる。

3 助手については、指導教授または関連分野の教授の推薦により、投稿することができる。

(原稿の種別)

第5条 研究年報に掲載する原稿は、学術研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「研究年報執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年10月10日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査する。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、学部外者1名、学部内者1名の論文審査員を編集委員会が選任し、審査を委託する。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選任し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 研究年報に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部研究年報からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 研究年報に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

## 附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『研究年報』編集・執筆要項は廃止する。

# 国際関係学部研究年報執筆要項

平成21年 3月18日制定  
平成21年 4月 1日施行  
平成24年 3月 7日改正  
平成24年 4月 1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
  - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
  - ② (1)～(4) 以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、原則として横書きで、字数16,000字以内(A4で10頁程度)で次の書式で作成してください。
  - ① 日本文 22字×42行×2段
  - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(原則として図表、写真を含む)に別紙「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
  - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
  - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
  - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
  - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
  - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしませんが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
  - ① 原著論文を雑誌から引用する場合  
番号、著者名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
  - ② 単行本から引用する場合  
番号、著者または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他、所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
  - ③ 文章を他の文献から引用する場合  
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。

9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』(昭和61年) 125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕  
11巻5号(昭和14年1頁)

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", *73 Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.", *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, "Préface historique à l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

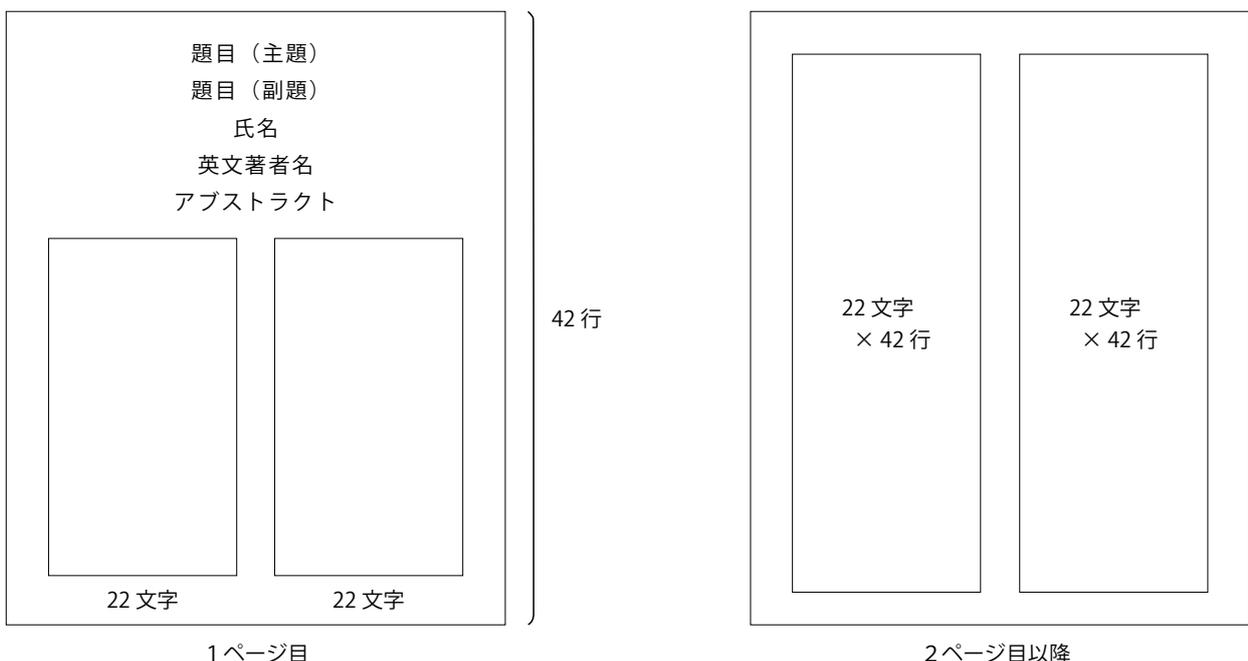
Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



## 執筆者一覧

(掲載順)

安元 隆子	教 授	日本近代文学
大井川朋彦	助 教	音声学
大淵 三洋	教 授	財政学
武井 勲	准教授	社会学
陳 怡禎	助 教	社会学

## 国際関係学部研究年報 第41集

令和3年2月28日 印刷

令和3年2月28日 発行

発行者 渡 邊 武一郎

発行所 日本大学国際関係学部  
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号  
電話 055-980-0808

印刷所 株式会社 ア プ ラ イ ズ  
〒430-0856 静岡県浜松市中央区中島3-17-25





ISSN 0388-4279

JOURNAL OF THE COLLEGE OF  
INTERNATIONAL RELATIONS

No.41

2 0 2 1

College of International Relations

Nihon University, Japan